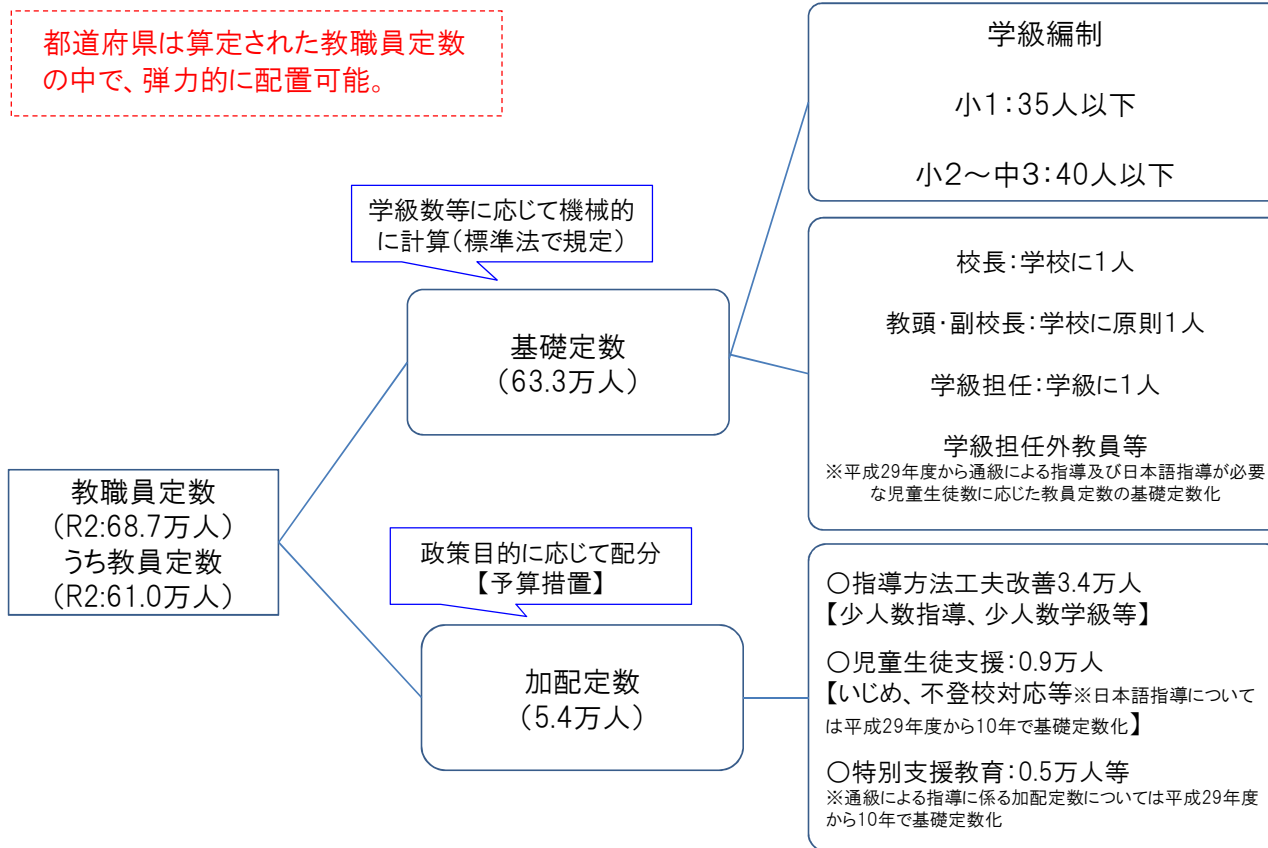


# 公立義務教育諸学校の学級編制及び 教職員定数等に関する参考資料

# 1. 法律の制度について

学級編制・教職員定数の算定について（公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ））

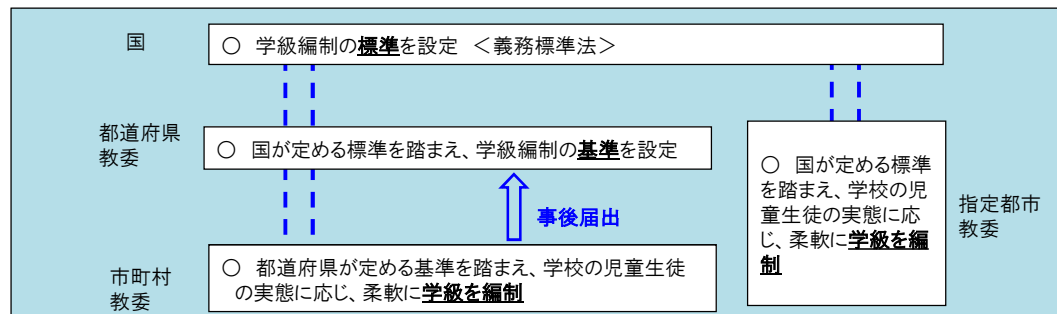


## 学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の学級編制）

### ○義務標準法に規定する学級編制の標準

＜小・中学校＞			<b>《参考》</b> ○小学校設置基準(文部科学省令) (一学級の児童数) 第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。  (学級の編制) 第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。
同学年で編制する学級	小学校 35人(1年生) 40人(2～6年生)	中学校 40人	
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人	
特別支援学級	8人	8人	
＜特別支援学校(小・中学部)＞	6人 (重複障害 3人)		

### ○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



## 学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の教職員数の算定）

### (1)基礎定数(義務標準法第6条～第9条)

①校長(第6条) 学校に1人

②教諭等(第7条1項(学級数に応じて算定))

③教諭等(第7条2～7号(②に加え、学校規模等に応じて算定))

■教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

■生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人、30学級以上の学校数に3/2人

■少人数指導等の担当教員

児童生徒数

200人から 299人までの学校数×0.25

300人から 599人までの学校数×0.5

600人から 799人までの学校数×0.75

800人から1,199人までの学校数×1.00

1,200人以上の学校数 ×1.25

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

### (2)加配定数(義務標準法第7条2項、15条)

①教諭等

■指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

■児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

■特別支援教育(第15条3号)

通級による指導への対応等のための加配措置。

■主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

■研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修等のための加配措置。

④養護教諭(第8条)

■3学級以上の学校に1人

■複数配置

小学校 児童生徒数851人以上の学校に+1人

中学校 児童生徒数801人以上の学校に+1人

⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

■給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人

550人以上の学校に 1人

■共同調理場

児童生徒数 1500人以下の場合 1人

1500～6000人の場合 2人

6001人以上の場合 3人

⑥事務職員(第9条)

■3学級の学校に3/4人、4学級の学校に1人

■複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 21学級以上の学校に+1人

■就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校

児童生徒数の25%を占める場合+1人

②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

③栄養教諭(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

④事務職員(第15条5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

## 学校規模別教職員配置の標準（例） 【小学校】

（単位：人）

学級数	校 長	副校長・教頭	教 諭				教員計	養護教諭	事務職員	合 計	
			学級担任	担 任 外	生徒指導	指導方法工夫改善					小 計
3学級	1	—	3	0.75	—	—	3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1.00	—	0.25	7.25	9.00	1	1	11.00
12学級	1	1	12	1.50	—	0.50	14.0	16.00	1	1	18.00
18学級	1	1	18	2.60	—	0.75	21.35	23.35	1	1	25.35
24学級	1	1	24	3.00	—	1	28.0	30.00	2	1	33.00
30学級	1	2	30	3.50	0.5	1	35.0	38.00	2	2	42.00
36学級	1	2	36	3.90	0.5	1.25	41.65	44.65	2	2	48.65
42学級	1	2	42	4.50	0.5	1.25	48.25	51.25	2	2	55.25

※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、児童数に応じて算定されるが、1学級40人在籍と仮定して算出。  
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

## 学校規模別教職員配置の標準（例）

## 【中学校】

（単位：人）

学級数	校長	副校長・教頭	教諭				教員計	養護教諭	事務職員	合計
			教科担任	生徒指導	指導方法工夫改善	小計				
3学級	1	0.5	7.5	—	—	7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5	—	0.25	9.75	11.75	1	1	13.75
9学級	1	1	14.5	—	0.50	15.0	17.0	1	1	19.0
12学級	1	1	17.9	—	0.50	18.4	20.4	1	1	22.4
15学級	1	1	22.5	—	0.75	23.25	25.25	1	1	27.25
18学級	1	1	27.0	1.0	0.75	28.75	30.75	1	1	32.75
21学級	1	1	31.6	1.0	1	33.6	35.6	2	2	39.6
24学級	1	2	35.5	1.0	1	37.5	40.5	2	2	44.5
27学級	1	2	40.0	1.0	1	42.0	45.0	2	2	49.0
30学級	1	2	44.5	1.5	1.25	47.25	50.25	2	2	54.25
33学級	1	2	49.0	1.5	1.25	51.75	54.75	2	2	58.75
36学級	1	2	52.5	1.5	1.25	55.25	58.25	2	2	62.25

※ 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭については、生徒数に応じて算定されるが、1学級40人在籍と仮定して算出。  
 ※ 他に、教諭の少人数指導等の定数、養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、栄養教諭等の定数が加わる。

## これまでの教職員定数改善の経緯

区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準	区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準
第1次 34'~38' [5年計画]	34,000人	学級編制及び教職員定数の標準の明定	50人	25'	1,400人	いじめ問題への対応、特別支援教育、小学校における専科指導	
第2次 39'~43' [5年計画]	61,683人	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	45人	26'	703人	小学校英語の教科化への対応、いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実	
第3次 44'~48' [5年計画]	28,532人	4個学年以上複式学級の解消等	↓	27'	900人	授業革新等による教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応、学校規模の適正化	
第4次 49'~53' [5年計画]	24,378人	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	↓	28'	525人	創造性を育む学校教育の推進、学校現場が抱える課題への対応、チーム学校の推進	
第5次 55'~3' [12年計画]	79,380人	40人学級の実施等	40人	29'	868人	<基礎定数化> ①通級による指導、②外国人児童生徒等教育、 ③初任者研修、④少人数教育 <加配定数改善> 小学校専科指導充実、統合校・小規模校支援、共同事務実施体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消等	
第6次 5'~12' [6→8年計画]	30,400人	指導方法の改善のための定数配置等	↓	30'	1,595人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
第7次 13'~17' [5年計画]	26,900人	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等	↓	R1'	1,456人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
18'	0人		↓	R2'	3,726人 <sup>(※1)</sup> 1,726人 <sup>(※2)</sup>	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、義務教育9年間を見通した指導体制への支援、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	↓
19'	0人		↓	R3'	3,141人 <sup>(※1)</sup> 1,141人 <sup>(※2)</sup>	<少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備> 小学校35人学級を段階的に実施(R3年度は小2) <加配定数改善> 義務教育9年間を見通した指導体制への支援 <基礎定数化の着実な推進>	小:35人 中:40人
20'	1,195人	主幹教諭、特別支援教育、食育	↓				
21'	1,000人	主幹教諭、特別支援教育、教員の事務負担軽減等	↓				
22'	4,200人	理数教科の少人数指導、特別支援教育、外国人児童生徒等への日本語指導等	↓				
23'	4,000人	小1のみ学級編制の標準を35人	小1:35人 小2~中3:40人				
24'	2,900人	小2の36人以上学級解消、様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置	↓				

(※1)配置の見直し2,000人を含む。(※2)配置の見直し2,000人を除く。



## 2. 少人数学級の取組について

# 誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現

- ・ 少子化の進展、子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒の増加）
- ・ 生徒の学習意欲の低下
- ・ 加速度的に進展する社会の情報化・デジタル化への対応の遅れ
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立



「新しい生活様式」を踏まえつつ、特別な支援が必要な子供を含め、**誰一人取り残すことなく** **全ての子供たちの可能性を引き出す** **教育への転換が必要**

個別最適な学び







子供の反応、理解度に応じた指導  
障害のある子供など教育的ニーズに応じた指導  
協働学習等の学習活動・機会の充実

協働的な学び

教育の質の向上  
両輪として

- GIGAスクール構想のもと「1人1台端末」で
  - ・ デジタル教科書をはじめデジタルコンテンツを活用
  - ・ 学習履歴等の教育データを的確に把握・活用
- 1学級当たりの人数を少なくし（少人数学級で）、  
一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会を充実

## 学習指導の充実

	これまでの環境		1人1台端末と少人数学級の環境	
一斉学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味・関心・意欲を高める</li> </ul>	学びの深化	 <ul style="list-style-type: none"> <li>1人1台</li> <li>少人数</li> <li>✓ 授業中でも一人一人の反応が分かる</li> <li>✓ 一人一人の反応に丁寧に対応しやすくなり、きめ細かな指導、双方向型の授業展開が可能に</li> </ul>	
個別学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）</li> </ul>	学びの転換	 <ul style="list-style-type: none"> <li>1人1台</li> <li>少人数</li> <li>✓ 各人が同時に別々の内容を学習できる</li> <li>✓ 各人の学習履歴が自動的に記録される</li> <li>✓ 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別（補充的・発展的）指導がしやすくなる</li> </ul>	
協働学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は聞き役に回りがち）</li> </ul>		 <ul style="list-style-type: none"> <li>1人1台</li> <li>少人数</li> <li>✓ 一人一人が記事等を集め、独自の視点で情報を編集できる</li> <li>✓ 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる</li> <li>✓ 一人一人の意見表出の機会が増え、協働的な学びが展開しやすくなる</li> </ul>	

生徒指導の充実（生徒指導上のデータ・健康診断情報等を多面的に把握し、個々の子供の抱える問題に丁寧な対応が可能）

不登校等への対応

保護者との連携強化（教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携が図られ丁寧な対応が可能）

家庭・地域との連携 10

## 新たな学びを実現するきめ細かな指導（イメージ）

### 学習指導の充実

#### 《個に応じた指導の充実》

- ✓ 学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データを多面的に把握
- ✓ センシング技術（発話量・視線等のデータ収集）で子供の状況を客観的・継続的に把握
- ✓ オンライン学習システム（CBTシステム）等を通じ学習の進捗状況・指導の改善点を把握

- ① 個々の子供の知識・技能等に関する学習計画の作成、  
② データに基づく最適な教材の提供等により、  
一人一人の興味・関心や学習進度・学習到達度（つまずきの状況）に応じた指導に生かす  
状況に応じ、学年や学校段階を超えた学び・学び直しを含め補足的・発展的な学習指導を実施



#### 《教育的ニーズに応じた指導の充実》

##### □ 障害のある子供

- 個々の障害の特性等に応じ、音声読み上げ・ルビ振り等の機能を持つデジタル教材を活用するなど、個別的教育支援計画・個別の指導計画に基づく指導を充実

##### □ 不登校・病気療養中の子供

- ICT・遠隔技術の活用による自宅や病室等と繋いだ学習を充実



#### 《協働的な学びの充実》

- 意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習、討論や発表等の学習活動・機会の増加等により、協働的な学びを充実



- ICT・遠隔技術を活用した地域社会学習や海外交流学习を充実

#### 《緊急時の学びの保障》

- ICT・遠隔技術を活用した同時双方向型オンライン指導を実施

※画面を通して  
大人数の状況把握は困難



### 生徒指導の充実、保護者との連携強化

- 日常所見・健康観察情報・保健室利用情報等の学校生活上のデータ、健康診断情報等を多面的に把握し、丁寧に対応することで、個々の子供が抱える問題を早期発見・解決

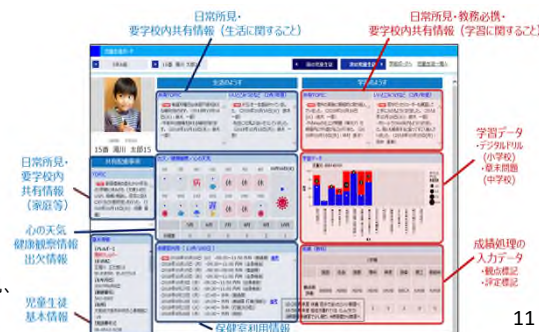
※SC・SSW、学校医等と連携

- 教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携を図りつつ丁寧に対応

#### 《取組例》

##### 大阪市・児童生徒ポード

- 教員が児童生徒の状況を多面的に確認  
⇒ 状況を迅速に把握し、きめ細かく指導
- 学校全体で問題を早期発見、迅速に対応



## 各自治体における少人数学級の取組状況（令和２年度）

- 多くの都道府県において、独自の少人数学級の取組が行われている。
- その中でも、小学校低学年での実施が多く、中学校については第1学年において取組が進んでいる。

### 少人数学級を実施している都道府県・指定都市（67自治体）

学年区分	編制人員				純計
	30人以下	31～34人	35人	36～39人	
小学校 1 学年	17	4			21
2 学年	15	4			19
3 学年	4	5	41	2	51
4 学年	4	4	39	3	49
5 学年	4	2	32	4	41
6 学年	4	2	31	5	41
<b>小学校純計</b>	<b>19</b>	<b>5</b>	<b>44</b>	<b>5</b>	<b>57</b>
中学校 1 学年	5	4	49	3	61
2 学年	2	3	31	2	38
3 学年	3	3	30	2	38
<b>中学校純計</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>50</b>	<b>4</b>	<b>61</b>
<b>小・中学校純計</b>	<b>19</b>	<b>7</b>	<b>55</b>	<b>7</b>	<b>64</b>

#### 【留意事項】

- 小学校1学年の学級編制の標準は35人、小学校2学年は36人以上学級の解消のための加配定数の活用等により実質的に35以下学級を実現することとしているため集計から除外。
- 小学校1・2学年において35人未満、小学校3学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
- 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- 「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
- 左の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

### 3. 令和3年度予算について

## 新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）

令和3年度予算額 1兆5,164億円  
 (前年度予算額 1兆5,221億円)

### ～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善（振替2,000人を除く改善は+1,141人）。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

・教職員定数の改善 +68億円（+3,141人）  
 ・人事院勧告による給与改定 ▲45億円  
 ・教職員定数の合理化減等 ▲35億円（▲1,615人）  
 ・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円  
 ・教職員配置の見直し ▲43億円（▲2,000人）  
 対前年度▲58億円

#### 学校における働き方改革等 計 +2,397人

##### ○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

###### ◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

〔※〕 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

##### ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 90人

◆初任者研修体制の充実 + 11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

#### 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 +744人

##### ○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

（内容）

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

（改善内容・改善数）

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

（年次計画）

	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

## 加配定数教員について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で措置しているもの。国は都道府県等から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県等の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

加配事項	内 容	R3年度 加配定数計	R3年度改善増減
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	30,565人	義務教育9年間を見通した指導体制への支援(+2,000人) 教員配置の見直し(▲2,000人)
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	7,713人	
特別支援教育 (法15条3号)	通級指導への対応や特別支援学校のセンター的機能強化等	4,052人	
主幹教諭の 授業時数等の軽減 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,778人	
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	3,004人	
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	410人	
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	407人	
事務職員 (法15条5号)	学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化	1,225人	
	合 計	49,154人	

(復興加配を除く) 15

# 公立学校施設の整備

令和3年度当初予算額 688億円（前年度予算額 695億円）  
＜令和2年度第1次補正予算額 57億円、第3次補正予算額 1,305億円＞

## 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても**感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立**していくことが必要。

### 令和時代の学校施設のスタンダード

#### 1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

#### 2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応

#### 3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

体育館の断熱性を確保し空調を設置  
避難所機能としても有効活用

バリアフリー化により  
誰もが安心して学べる場に

普通教室・特別教室に空調を設置し、  
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

ドライシステム化され、空調が整備された給食施設  
災害時にも有効活用（都市ガス、プロパンガスの2WAY化など）

一人一台端末環境のもと  
個別最適な学びの環境を整備

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、  
3密を解消した学習の場として有効活用  
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

### 防災・減災、国土強靱化 令和2年度 第3次補正予算

#### 災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**  
（体育館の空調設置、防災機能強化等）
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**  
（長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化）

### 具体的な支援策

- **制度改正**：バリアフリー化工事の補助率引上げ（1/3→1/2）  
給食施設の空調設置工事補助対象化＜令和2年度第3次補正予算より措置＞
- **単価改定**：対前年度比 +4.6%
- **実践研究**：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**：先進事例の発掘、表彰制度の創設等



## 4. 少人数学級に関する提言等について

## 学びの環境整備に関する政府方針

経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～

(令和2年7月17日閣議決定)

### 第3章「新たな日常」の実現

#### 3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

##### (1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

###### ① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。デジタル教科書・教材・コンテンツの開発・活用、外部人材の拡充・ネットワーク化等を通じ、国・地方が一体となってGIGAスクール構想を加速し、児童生徒1人1台端末、必要な通信環境の整備、効果的な遠隔・オンライン教育を早期に実現する。教師のICT活用指導力の伸長、ICT活用方法等の支援、学習成果重視への評価の転換、ICTの活用等を含めた特別支援教育、いじめ・不登校への対応、全ての児童生徒に対する個別最適化された学習計画の作成、教育データの標準化・利活用を進める。

(略)

### 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

#### 1. 新しい働き方の定着

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

###### xi) 初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

・全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業などの緊急時においても、不安なく学習が継続できるよう、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

**【具体的な検討課題】**

今後、どのような状況下においても、子供たちを誰一人取り残すことなく学びを確実に保障するための方策や、ニューノーマル(新たな日常)における新しい学びの在り方等、今後の初等中等教育の在り方

**【検討事項例】**

**1. ICTの本格的導入を含めニューノーマルにおける新たな学びはどうあるべきか**

- ICTの活用や、対面と遠隔・オンラインのハイブリッド化による協働的な学びの深化、個別最適な学びの実現
- ICTの活用により危機においても学びを継続するとともに、全ての子供たちの学びを確実に保障するための方策
- デジタル教科書・教材・コンテンツの本格的活用に向けた方策
- 個別最適な学びの実現に伴う修業年限の在り方、学びの複線化

**2. 感染症対策、ICTの本格的導入のための指導体制や環境整備はどうあるべきか**

- 国内外の児童生徒の学びの保障のため、令和時代のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境の姿」とその中での少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、ICTや関連する施設設備等の環境整備や、そのための財源の在り方
- 個別最適な学びのための多様な教師集団の在り方、養成・採用・研修等を通じた1人1台端末環境等における教師のICT活用指導力の向上、ICT活用方法等の支援
- 教育データの収集・分析・利活用の加速化に向けた方策

## 教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループ配布資料

令和2年9月8日

### 少人数によるきめ細かな指導体制・環境整備について

1. これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、子供たちを誰一人取り残すことなく、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現することが重要である。
2. このような観点から、3密を避けるための身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習・生活環境、GIGAスクール構想による1人1台端末環境の下での一人一人に応じた個別最適な学びや、多様な学習活動に対応する環境の整備を図ることが急務である。
3. このため、ポストコロナ期も見据え、令和時代のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境の姿」を描き、特に、**少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や関連する施設設備等の環境整備を進める方向で、当ワーキング・グループで議論するとともに、今後、予算編成の過程において、関係者間で丁寧に検討することを期待する。**

※教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループ（第1回）資料より抜粋

#### （参考）教育再生実行会議

- 21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」を設置し、内閣総理大臣が開催することとされた（平成25年1月25日閣議決定）。
- メンバーは、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成されている。
- これまで11次にわたり提言をまとめており、現在は「ポストコロナ期における新たな学びの在り方」について検討を進めている。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

(令和3年1月26日 中央教育審議会)

## 7. 新時代の学びを支える環境整備について

### (1) 基本的な考え方

- Society5.0時代の到来など子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図る必要がある。また、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障する環境を整備することが喫緊の課題である。これらを踏まえ、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である。

### (2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備

- 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机(新JIS規格)、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システム、統合型校務支援システムの導入など、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教師のためのICT環境の整備を図る必要がある。また、学校図書館における図書の充実を含む環境整備など既存の学校資源の活用も併せて進める必要がある。さらに、特別教室等への空調設備の設置促進など「新しい生活様式」も踏まえ健やかに学習できる衛生環境の整備を行う必要がある。また、障害のある子供の学びの環境の整備も極めて重要であり、障害者差別解消法や今般改正されたバリアフリー法、教育のICT化の動向も踏まえつつ、バリアフリー化を進める必要がある。

### (3) 新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

- 義務教育9年間を見通しつつ、学習履歴(スタディ・ログ)の蓄積・分析・利活用をはじめ、「1人1台端末」の効果的な活用等による児童生徒一人一人の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実や、「新しい生活様式」を踏まえた身体的距離の確保に向けて、教室等の実態に応じて少人数編成を可能とするなど、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、教師の人材確保を含め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図るべきである。その際、施設整備については、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を適宜見直しながら戦略的に行われることが重要となる。

## 学びの環境整備に関する提言等

### 新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言(R2.7.2 全国知事会、全国市長会、全国町村会)

去る5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、学校においては概ね授業が再開されているところである。一方、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、**現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難**であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、**少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要**である。

また、学校の臨時休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。ハード整備が先行して進む「GIGAスクール構想」において、最適な学びを実現するためには、**少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれらを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要**である。

こうしたことから、国におかれては、

- (1)少人数編制を可能とする教員の確保
- (2)GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実
- (3)更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充など、学校教育環境の整備を早急に図ることを強く要望する。

### 「国と地方の協議の場」(R2.12.14)

<令和3年度予算編成及び地方財政対策について(地方六団体提出資料)>

□ 次世代を担う「人づくり」

- 現在の教育現場は、**特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施や教職員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策としてソーシャルディスタンスの確保など**、様々な課題が山積している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、**少人数編成を可能とする教員の確保を図ること**。
- 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。

## 少人数教育の推進に関する意見

国は、少人数による指導体制の計画的な整備のため、義務標準法の改正により、小学校について、学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げするために必要な教職員定数を措置することとしたところである。

我々は、これまで長年にわたり、国に対して公立小・中学校における少人数教育の推進を要請してきた。今回の国の決定については、教室におけるソーシャルディスタンスの確保や、学校教育のICT化により、これまで以上に子どもたち1人ひとりに応じたきめ細かな指導が必要となることから、歓迎するところである。

一方、その実現に当たっては、市町村によって、学校施設の増改築が必要となることや教員不足の問題等、様々な課題が懸念される。

については、国においては、市町村が35人学級への移行を円滑に進めることができるよう、下記のとおり必要な措置を講じるよう強く求める。

### 記

1. 市町村の意見を踏まえた少人数教育の実現について  
公立小学校における少人数教育の実現に当たっては、設置者である市町村の意見を十分に踏まえ、必要な支援を講じること。
2. 義務標準法改正における経過期間等について  
市町村によっては、学校施設の増改築に相当な期間と費用を要すること等から、35人学級への円滑な移行のために、義務標準法改正に当たっては、経過期間等において柔軟な学級編制が可能となるよう、法令等において明確な措置を講じること。
3. 少人数教育を可能とする教員の確保等について
  - (1) 多くのベテラン教員が定年退職する時期を迎えている中、全国的に教員の採用倍率は減少傾向にあることから、質の高い教員の確保について、早急に実効性ある方策を講じること。
  - (2) 加配定数を基礎定数に振り替えた場合、加配により独自に行っている専科指導員や日本語指導員等の配置ができなくなるなど、これまで実施してきたきめ細かな指導体制の構築が困難になる恐れがあることから、加配措置については後退させることなく、教職員定数を拡充させること。
  - (3) 教員が産休・育児休業を取得した際の代替教員の確保が困難であるため、臨時的任用教員の確保策を講じること。
4. 教員の負担軽減について  
教員の負担を軽減し、児童生徒の教育に注力するため、特別支援教育支援員やICT支援員、スクール・サポート・スタッフ等、教員をサポートする人材の配置に必要な

な財政措置を拡充すること。

5. 公立小学校施設の整備に係る財政措置の拡充について  
少人数教育の実現によって生じる公立小学校の教室不足等に対応するため、学校施設の増改築に係る財政措置を拡充すること。

令和3年1月5日

全国市長会 会長 立谷 秀清

全国町村会 会長 荒木 泰臣



財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会(令和2年10月26日)  
資料についての文部科学省の見解(教職員定数関係)

令和2年10月27日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

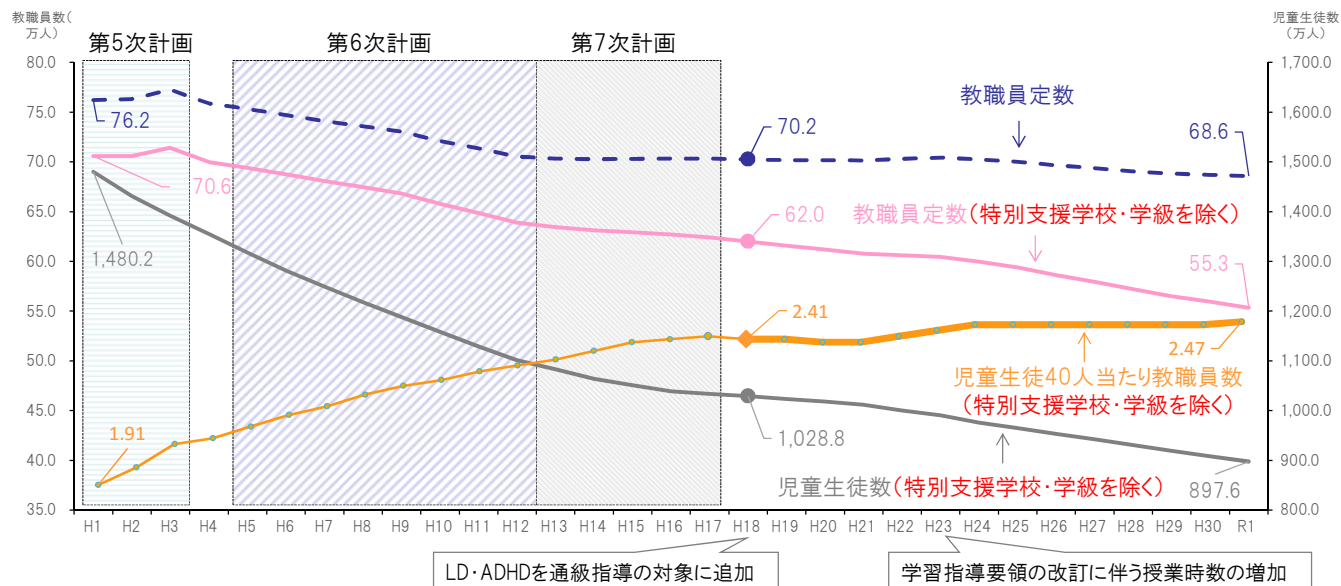
## 教職員定数(公立小中学校)と児童生徒数について①

資料  
の  
見  
解

・ 平成以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない。したがって、児童生徒数当たりの教職員数を平成元年度と同水準とした場合の教職員数(約48万人)と比べれば、実質20万人の増。  
【児童生徒40人当たりの教職員<sup>※1</sup> H1:2.0人→R1:2.9人】<sup>※1</sup> 特別支援学校・学級を含む。

資料  
の  
見  
解

1. 教職員定数が児童生徒数ほど減少していないのは、特別支援学校・特別支援学級に通う児童生徒数の増加によるものが大きい。
2. 定数改善計画実施後(平成18年度以降)の小・中学校の通常学級に通う児童生徒40人当たりの教職員定数の増加は約2%程度。【児童生徒40人当たりの教職員<sup>※2</sup> H18:2.41人→R1:2.47人】<sup>※2</sup> 特別支援学校・学級を除く。



(出典)文部科学省作成

## 教職員定数(公立小中学校)と児童生徒数について②

財政審  
の資料

- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国並み(日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い)。

文科省  
の見解

- 学級担任外教員により一人当たりの児童生徒数はOECD並みとなっているものの、学級担任外教員は特別な支援が必要な児童生徒への対応や専科指導等に充てられている。
- 特に、昨今の課題に対応した特別な教育へのニーズは近年も増加傾向にあり、引き続きこうしたニーズに対応する教職員の配置が必要。

### 1. 学級担任外教員の現状【小学校】

✓ 学級担任外の教員は固有の役割を有している。

学級担任外	右記以外	育児休業者等	充て指導主事
7万人程度	5万人程度	1.7万人程度	0.3万人程度

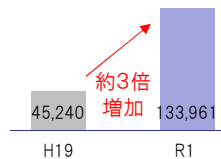
- 通級指導
- 日本語指導
- 児童生徒支援関係
- 専科指導
- 初任者等の研修
- 少人数指導 等

そもそも学校に勤務していない教員も学級担任外として含まれている。

### 2. 特別な教育へのニーズの増加

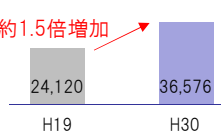
特別支援  
関係

- 通級を受けている児童生徒数(小中学校)

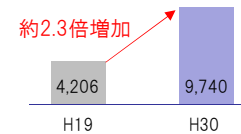


指導関係  
日本語

- 日本語指導の必要な外国籍の児童生徒数(小中学校)

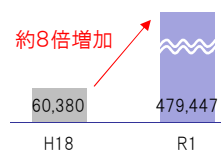


- 日本語指導の必要な日本国籍の児童生徒数(小中学校)

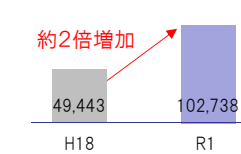


児童生徒  
支援関係

- いじめの認知件数(小学校)



- いじめの認知件数(中学校)



※全て公立学校の値。

(出典)令和2年度学校基本調査速報、文部科学省特別支援教育課調べ(令和元年度)、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基に文部科学省作成

## 公立小中学校の学級規模の状況について①

財政審  
の資料

- ・ 小学校の学級の9割、中学校の学級の7割が35人以下の学級。

文科省  
の見解

1. 35人以下の学級数の状況の要因の一つとして、都道府県・指定都市において、県単費や国の加配の活用により独自の少人数学級の取組が行われていることがある。一方、少子化や独自の取組が進む中で、都道府県における学級規模のばらつきがあり、全国の一定の教育水準の均衡を図る環境整備が必要。  
【30人を超える学級の割合 小学校：約4割、中学校：約7割】

### ● 少人数学級を実施している都道府県・指定都市【R1】

- ✓ 63の都道府県市が単費や国の加配を活用し少人数学級を実施。

	30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校	19	5	42	5	55
中学校	7	5	49	4	60
小・中学校純計	20	7	54	7	63

- ※ 学級編制基準の弾力的運用について、小学校1・2学年において35人未満、小学校3学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
- ※ 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- ※ 「純計」は、縦の区分又は横の区分で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
- ※ 上記の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

(出典)文部科学省調べ、令和元年度学校基本調査を基に文部科学省作成

### ● 都道府県・指定都市別の1学級当たりの児童生徒数【R1】

- ✓ 少子化や自治体の取組により、都道府県のばらつきが大きい。

【小学校】全国平均：27.5人  
 最小：21.8人(A県) ←————→ 最大：32.6人(B政令市)  
 10.8人の差

【中学校】全国平均：31.9人  
 最小：23.7人(A県) ←————→ 最大：35.9人(B政令市)  
 12.2人の差

※全国平均、最小・最大の値はいずれも単式学級の平均。

## 公立小中学校の学級規模の状況について②

資料  
の  
見  
解

- ・ 小学校36人以上学級の約6割は東京都を含む5都府県に集中。
- ・ これらの都府県では、指導方法工夫改善のための加配定数の多くを少人数学級ではなく、少人数指導等に活用。一方、既存の加配定数を少人数学級に充てている県も存在。少人数学級とするか少人数指導とするかは、各自治体が地域や学校の実情に応じて判断。

文科省  
の  
見  
解

1. 都市部においても、少人数学級の取組は行われており、また、国に対し、少人数学級を求める要望等もある。

### ● 都市部の少人数学級の取組等【R2】

- ✓ 都市部においても、県単費や国の加配を活用し独自の少人数学級を実施している。
- ✓ 大阪府は、R2から、市町村の要望を踏まえ取組を開始。

都道府県	対象	取組内容
東京都	中1	学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級
埼玉県	中1	38人以下学級(市町村教委からの要望)
愛知県	中1	35人以下学級 ※加配定数以外の定数により実施
神奈川県	小3-中3	35人以下学級(研究指定校に限る)
大阪府	小3-中3	35人以下学級(研究指定校に限る)

(出典)文部科学省調べ

### ● 都市部の少人数学級に関する要望等

- ✓ 都市部からも学級編制の標準の引下げが求められている。

愛知県「令和3年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」より

子どもと向き合う時間の確保や学習支援が真に必要な児童生徒への支援などのため、**35人学級編制の法制化による少人数学級の推進や、個別の教育課題に対応する教職員配置のさらなる充実を図るとともに、安定的に教職員の採用及び配置が行えるよう、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。**

千葉県「令和3年度国の施策に対する重点提案・要望」より

**少人数学級の拡大や様々な課題へ対応するための教職員配置を計画的かつ安定的に進めること。**

さいたま市「令和3年度国の施策・予算に対する提案・要望」より

国が示した「学校における指導・運営体制の強化・充実等」を確実に実施し、教員の負担軽減による教育の質の向上等を図るとともに、**学級編制の標準の引下げを含めた少人数による指導の充実を図っていくために、引き続き教職員定数の改善を確実に実施するための予算を確保することを要望するものである。**

## 学級規模の学力への影響について①

資料  
の  
査  
査  
財  
政  
審

- ・ 学級規模が学力に与える影響については、外国のみならず日本の大規模データも使った多くの研究が蓄積。
- ・ 最近の新しいデータを使った研究ほど、学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している研究が多い。
- ・ 他方、社会経済的背景が低い学校の生徒には有意な学級規模効果が確認されたとする研究結果も存在。

見  
解  
の  
文  
科  
省

1. 学級規模が学力に与える影響については、社会的経済的背景が低い子供が多い学校や非認知能力の観点からは効果があるなど様々な研究結果がある。
2. 現場からは、個別最適な学びの実現や感染症対策等の観点からも少人数学級を求める声があり、教育再生実行会議においても首長や教育長、関係団体等から効果や必要性について多くの意見が発表されている。

研究事例

- ✓ 学級規模が小さいほど、学習規律・授業態度が良い、授業内容の理解が高まる、学習意欲が高まる。
- ✓ 不利な環境におかれた児童生徒が数多く在籍する学校においては、学級規模が小さいほど正答率が高くなる傾向。

(出典)平成26年度学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究、平成27年度全国学力・学習状況調査(中学校分)

少人数学級の効果

- ✓ 少人数学級のメリットとしては一般的に児童生徒と教員が接する時間を多く確保できることが挙げられる。また、小学校では教科担任制を取らないことから、40人学級と比較して児童一人ひとりの状況を把握しやすく、成長をサポートしやすいことは関係教員の実感として挙げられている。教員の負担軽減にもつながっている。
- ✓ 児童の集団が小さくなることにより、学校生活において落ち着いた生活を送れている。特に市内で最も小規模な小学校において、従来存在した単学級編制で6年間過ごす学年が解消できたことにも意義がある。

大規模学級のデメリット

- ✓ 一人の教員が受けもつ児童生徒の人数が多いため、負担が大きい。
  - ・ 教育の質に悪影響。児童生徒と向き合う時間が確保できない。
  - ・ 丁寧な成績処理や個別指導、家庭との連絡の時間が確保しにくい。
  - ・ 働き方の改善がすすまない。勤務時間が長くなる。
  - ・ 教員間の競争や意識改革が進まない。
- ✓ 大人数が不登校の「壁」にもなっていることが顕在化。

教育再生実行会議における意見

(出典)教育再生実行会議第46回・47回、初等中等教育ワーキング・グループ第3回有識者提出資料より抜粋

## 学級規模の学力への影響について②

少人数学級の  
必要性

教育再生実行会議における意見

- ✓ 感染症対応を踏まえ、子供たちを誰一人取り残すことなく、**学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現することが重要**である。身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習・生活環境、GIGAスクール構想による1人1台端末環境の下での一人一人に応じた**個別最適な学びや、多様な学習活動に対応する環境の整備が急務**である。
- ✓ 30人学級を目標としつつ、段階的に進める必要があり、少人数指導によるメリットにも十分に目配りしながら、少人数学級や少人数指導のための予算を市町村向けに十分に確保し、各市町村と市町村教育委員会に一定の裁量を持たせ、柔軟な対応の下で最低でも10年以上の時間をかけて実施していくことが得策である。
- ✓ 通常学級に籍を置く特別な支援を要する子が増加している。
- ✓ 生活面学習面の指導の個別化、いじめ防止、虐待防止、不登校へ対応(家庭訪問)、別室登校への個別指導や保護者連絡。

(出典)教育再生実行会議第47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキング・グループ第1回合意文書、初等中等教育ワーキング・グループ第3回有識者提出資料より抜粋

地方三団体提言

- ✓ ハード整備が先行して進む「GIGAスクール構想」において、**最適な学びを実現するためには、少人数によるきめ細やかな指導体制が必要**であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要である。
- ✓ 今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、**少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要**である。

(出典)地方三団体緊急提言(令和2年7月2日)より抜粋

## 教員の業務について

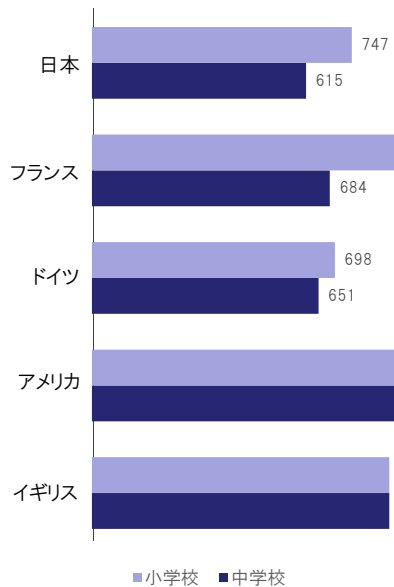
資料  
の  
見  
解

日本の教員の年間授業時間数は、主要先進国の中では低水準。

資料  
の  
見  
解

1. 年間授業時間数は算定方法に各国でばらつきがあり、一概に日本が低水準であるとは言えない。
2. 持ちコマ数を一定に保ちつつ、授業準備の時間等をしっかりと確保することにより、質の高い授業を提供し、世界トップレベルの学力水準を維持していくことが重要である。

### ● 教員の年間授業時数(2019年)



### 各国の授業時間算定に係る留意事項

✓ 学年度又は学期始めに各学校で計画された授業時間の平均を基に算出。

✓ 小学校は10分を超える休憩時間も児童を指導しているとして授業時間に算入。

✓ 研修時間や試験期間を授業時間から除いたことから前年度調査結果より減少。(小:800、中:744(2018年))

✓ 10教員の自己申告に基づくため研修の時間等を算入している可能性有。

✓ 教員の勤務環境に関する合意文書に定められている最大の授業時間を基に算出【スコットランド地方のデータ】。

### 参考:PISA2018の調査結果

	読解力	数学的リテラシー	科学的リテラシー
日本	11位	1位	2位
フランス	18位	20位	19位
ドイツ	15位	15位	11位
アメリカ	9位	31位	13位
イギリス	10位	13位	9位

※OECD加盟国(37か国)中の順位

(出典)Education at a Glance 2020、OECD生徒の学習到達度調査(PISA2018)を基に文部科学省作成



## GIGAスクールにおける新たな教育の在り方について

資料  
の  
審  
査

- ・ 学習動画及びAIドリルを活用することで、個別最適化した質の高い教育を受ける機会が増え、また、授業の在り方を見直す( TeachingからCoachingへ)ことで授業効率がアップし、教員の負担軽減にもつながる。

文科省  
の  
見  
解

1. ICT化により授業準備や成績処理等の負担軽減が図られる一方、「GIGAスクール構想」の下、1人1台情報端末等のICTを活用することにより、学習履歴等の教育データを的確に把握・活用し、一人一人の興味関心の丁寧な把握、教育的ニーズ・理解度に応じたきめ細かな指導、学習計画の策定、最適化された主体的な学習を促す指導などがより一層求められる。
2. このように、「GIGAスクール構想」を通じて、これまでと異なる個に応じた様々な新たな指導が教員には求められることとなる。



個々の子供に応じたよりきめ細かな指導



意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習



個々の子供の状況を客観的・継続的に把握(センシング技術)

もう一つ、少人数制ということがテーマになっております。先ほども挙げておりましたが、私が思うこととしては、**このようにデータを取得し、それぞれの個別指導をするための情報がこれからたくさん集まってくる時代になります。それをより効率よく、よりの確に子供たちに伝えていくには、そういった意味でも少人数というのはかなり目指すべき形なのかなと**感じております。

(出典)令和2年9月24日教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループ第2回有識者発言より



知識・技能の定着を助ける個別最適化(AI)ドリル



学習記録データに基づいた効果的な問題や興味のあるような学習分野等のレコメンド

## 教員の採用倍率について

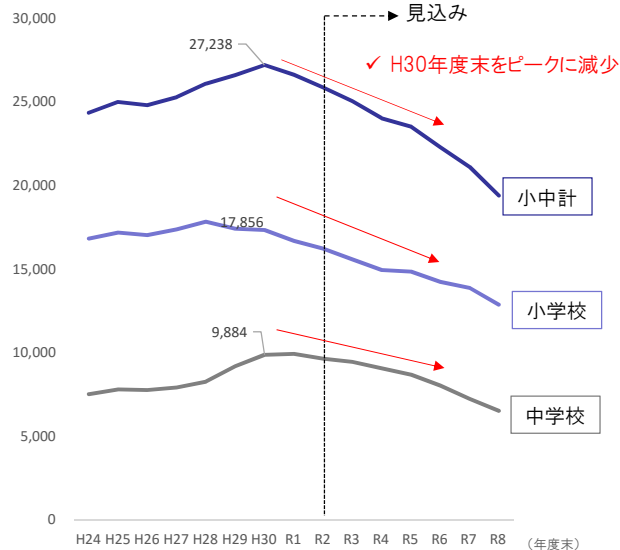
財政資料

採用倍率の低下は、大量退職に伴う採用者数の拡大によるもの。大量退職の当面の継続、少子化に伴う新社会人の減少を踏まえれば、教員定数の増は採用倍率の更なる低下を招き、教員の質の低下が懸念される。

文科省の見解

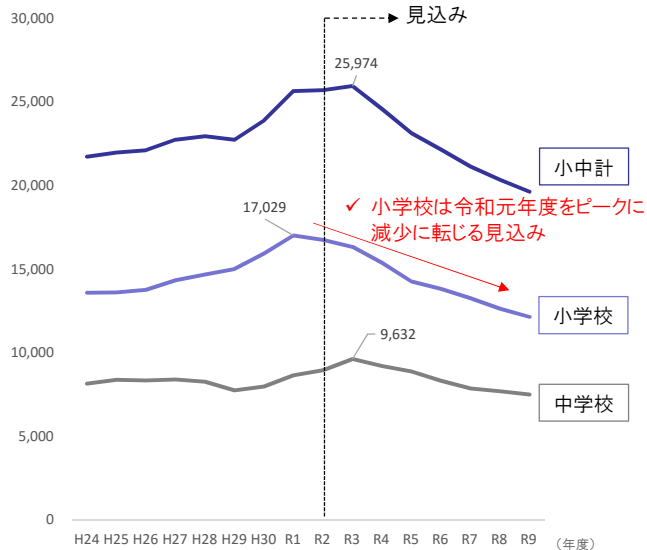
1. 公立小中学校の教員の退職者数は平成30年度末をピークに減少するため、今後、採用者数も減少傾向に転じる見込みである。あわせて、教職の魅力向上等も促進することにより志願者の確保を図り、一定の採用倍率を確保。
2. 教職員定数の改善を図ることにより、学校における働き方改革や教育の質の向上を進めることが可能となり、教職の魅力が向上し、その結果、離職率の低下や志願者数を増加させることにつながる。

● 公立小・中学校教員の退職者数の推移(見込み)



(出典)令和2年度 文部科学省調べ  
 (注1)令和元年度末までは、都道府県等の実績の積み上げ(文部科学省調べ)  
 (注2)令和2年度末以降は、令和2年7月末時点の都道府県等の推計の積み上げ(文部科学省調べ)  
 (注3)養護教諭等を除く

● 公立小・中学校教員の採用者数の推移(見込み)



(出典)令和2年度 文部科学省調べ  
 (注1)令和元年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)  
 (注2)令和2年度以降は、令和2年7月末時点の都道府県等の推計の積み上げ(文部科学省調べ)  
 (注3)養護教諭等を除く

## 教員の質の向上に向けて

資料  
の  
見  
解  
の  
見  
解

- ・ 教員の採用倍率は低下しているが、中途採用(民間企業等勤務経験者)の割合も低調。また、優れた知識経験等を有する社会人等が教員として活躍するために設けられた「特別免許状」の授与件数も少ない。
- ・ 教員の質の向上に向けて、教育大学や教育学部における免許取得を中心とした現行の教員養成システム(新卒中心)から、様々な経験や学びを持つ民間企業等経験者が子どもの学びに関する専門性(子どもの心身の発達・学習の過程等)を追加的に学べば教壇に立てる開かれたシステムへと抜本的な転換を図ることを検討すべき。

文科省  
の  
見  
解

1. 普通免許状の取得に必要な教職課程での学修により、教科に関する専門的知識に留まらない生徒指導や特別な支援を要する児童生徒への理解等の多岐にわたる専門性を身に付け、教員の質を担保しており、教員の国際的評価は高い。
2. 教職課程において専門性を身に付けた教員を学校教育の中心としつつ、外部の民間企業等勤務経験者の知見も活かすため、特別非常勤講師制度や特別免許状の活用等を更に促進していく。

### 1. 教員に必要な専門性

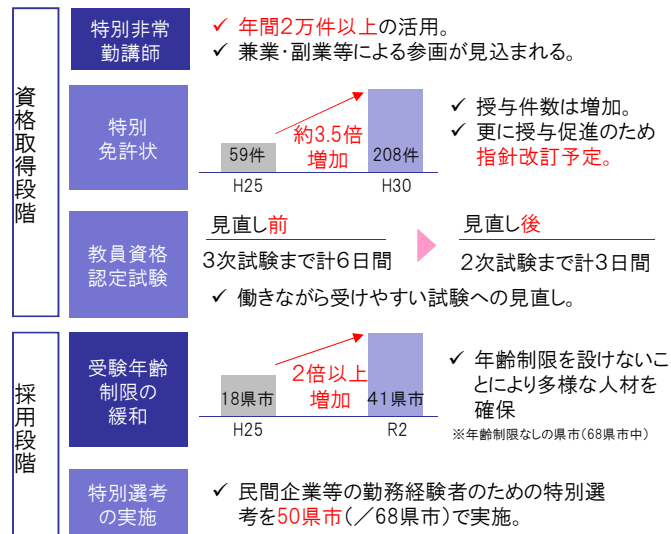
- ✓ 教師に必要な専門性のうち、教科の指導手法、児童生徒の心身の発達の理解、生徒指導や教育相談、特別な支援を要する児童生徒への理解、教育課程の編成等が大半を占めている。
- ✓ 「日本の高い成果は、教育を非常に優先していること、質の高い教員が行う全人的教育モデル及び地域社会や保護者の外部協力に由来している」とOECDより評価されている。(出典)OECD「日本教育政策レビュー」

- 小学校1種免許状の取得に必要な内容と単位(全59単位)

	内容	単位
教科に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>10教科の内容(教科に関する専門的知識)</li> </ul>	10単位程度
うち、指導法	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科の指導手法</li> </ul>	20単位程度
教職に関する科目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の心身の発達の理解</li> <li>教育課程の編成方法</li> <li>教育方法(ICTを活用した指導)</li> <li>生徒指導や教育相談</li> <li>特別の支援を必要とする児童生徒への対応</li> <li>教育実習や実践演習 等</li> </ul>	29単位

49単位程度  
(59単位中)

### 2. 外部の知見の活用

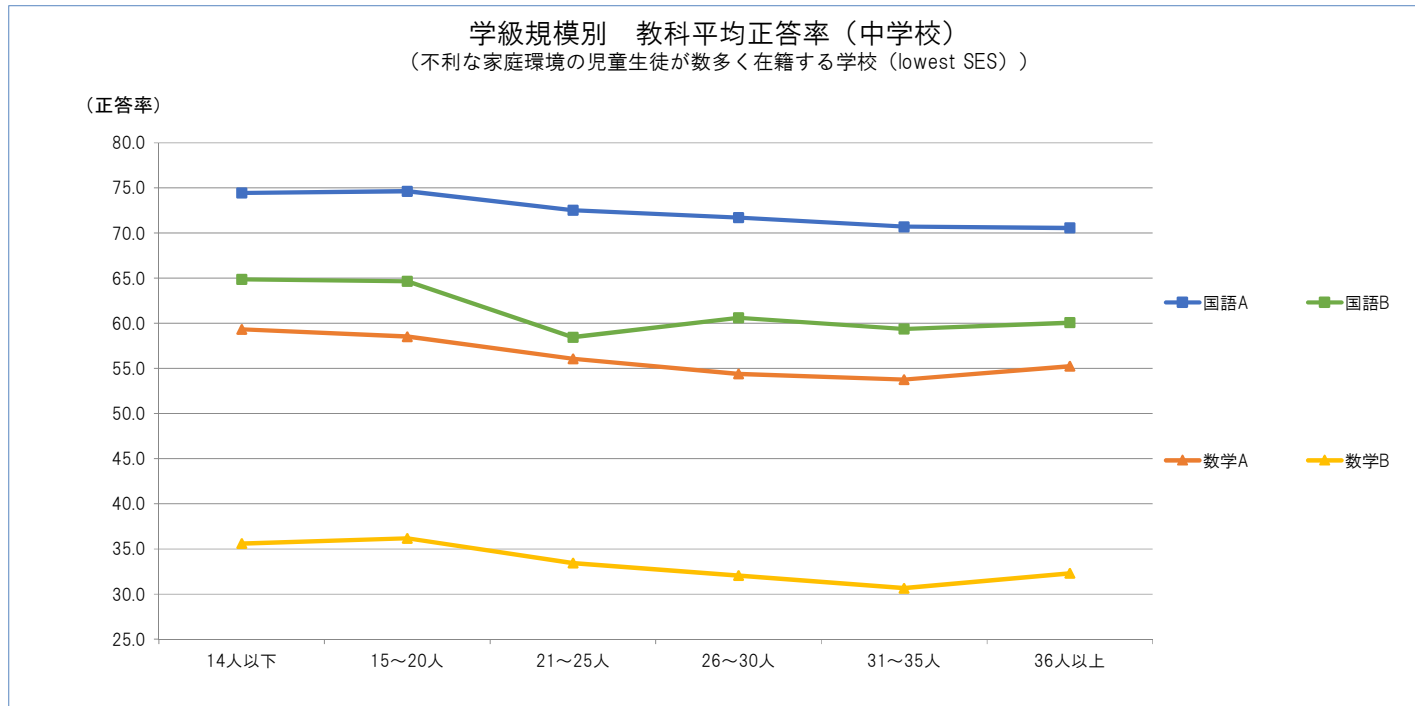


(出典)文部科学省「教員免許状授与件数等調査」、「令和2年度小学校教員資格認定試験の見直しについて」、「公立学校教員採用選考試験の実施方法について」より文部科学省作成

## 5. 少人数学級に関する効果について

## 我が国における学級規模に関する研究事例

不利な家庭環境に置かれた児童生徒が数多く在籍する学校においては、学級規模が小さいほど正答率が高くなる傾向

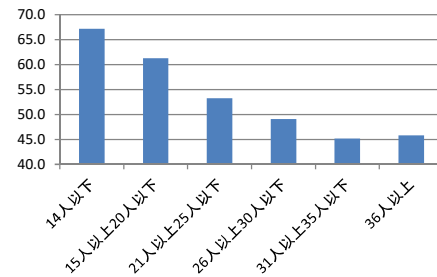


出典：平成26年度学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究  
※SES・・・家庭所得、父親学歴、母親学歴の3指標を合成した指標

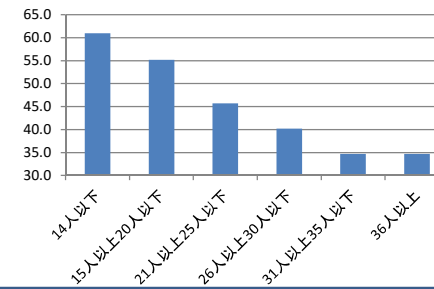
## 我が国における学級規模に関する研究事例

学級規模が小さいほど、①学習規律・授業態度が良い、②授業内容が高まる、③学習意欲が高まる傾向

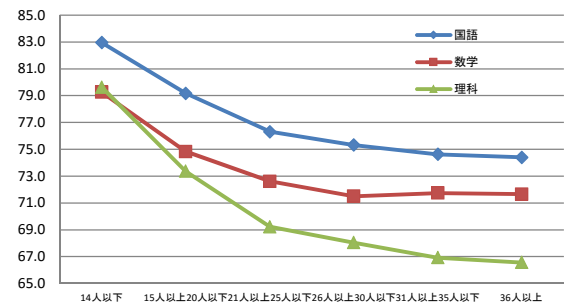
授業中の私語が少なく、生徒が落ち着いている学校の割合



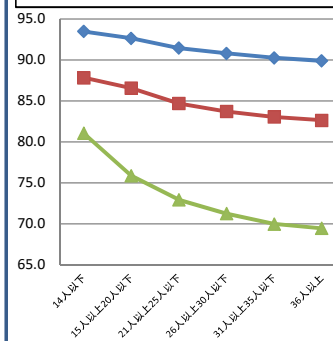
生徒が礼儀正しい学校の割合



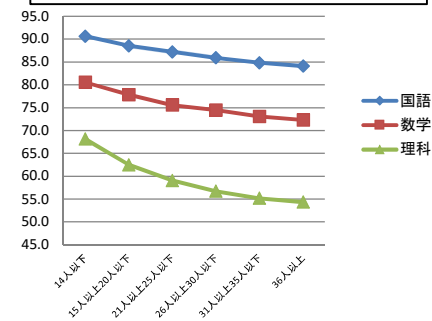
授業内容がよく分かると答えた生徒の割合



勉強は大切だと思う生徒の割合



学習したことが将来社会で役立つと考える生徒の割合



## 少人数学級による効果

- 子供たち一人一人にきめ細かな指導や目配りが可能となり、つまずきの把握や声掛けの量などが増え、充実した授業や円滑な学級運営が可能となる。
- 児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びや、児童生徒同士の協働的な学びが可能となるなど、ICTの更なる活用も含め、指導方法や授業の創意工夫の幅が大きく広がる。
- 小規模化することで集団の中での子供一人一人の活躍の場が広がり、子供の授業態度が良くなったり、学習意欲等が高まる。
- 今後の感染症の発生など、どのような状況下においても、一斉休校などの事態を避け、子供たちの学びを保障することができる。
- 成績処理等に係る時間が短くなり子供と触れ合う時間が増えることや、より丁寧な保護者対応に繋がることが期待され、教師本来の教育活動等が充実する。

## 少人数学級による効果（教育再生実行会議有識者からの意見）

### ＜少人数学級の効果＞

- ✓児童生徒と教員が接する時間を多く確保できる。
- ✓児童一人ひとりの状況を把握しやすい。
- ✓教員の負担軽減にもつながっている。
- ✓学校生活において落ち着いた生活を送れている。

### ＜大規模学級のデメリット＞

- ✓一人の教員が受けもつ児童生徒の人数が多いため、負担が大きい。
- ✓大人数が不登校の「壁」にもなっていることが顕在化。

### ＜少人数学級の必要性＞

- ✓感染症対応を踏まえ、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現することが重要。
- ✓1人1台端末環境の下での一人一人に応じた個別最適な学びや、多様な学習活動に対応する環境の整備が急務。
- ✓通常学級に籍を置く特別な支援を要する子が増加。

（出典）教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキング・グループ第1回合意文書、初等中等教育ワーキング・グループ第3回有識者提出資料より抜粋



## 米国における研究事例

### スタープロジェクト(Student Teacher Achievement Ratio)の概要

#### 【調査の概要】

- 学級規模に関する研究のうち、唯一の大規模な実験的な研究。
- 米国テネシー州において、1985年から1989年までの4年間、幼稚園から小学校第3学年の4年間にわたる縦断的な研究を行い、学級規模及び指導類型を以下の3つに分けて、児童一教師比(pupil-teacher ratio)が学力に与える影響を検討。
  - ①教師1名が13～17名の児童を担当する「小規模学級」
  - ②教師1名が22～27名の児童を担当する「通常規模学級」
  - ③教師1名が22～27名の児童を担当するとともに常勤の指導助手を配置した「通常規模指導助手付き学級」
- アメリカ教育史上もっとも重要な実験の一つと評価(Mosteller,Light,& Sachs,1996)。

#### 【結果の概要】

- 小規模学級は児童生徒の行動等に好影響
  - ・教師を対象とした聞き取り調査を行った結果、小規模学級では協同的で児童が互いに助け合うような雰囲気があり、児童同士のまとまりが強い(Johnston,1989)。
  - ・3年生までに小規模学級に在籍した児童は4年生になっても授業中積極的に学習活動に参加(Finn,Fulton,Zaharias,& Nye,1989)。
  - ・小学校低学年で3年以上小規模学級に在籍することが高校卒業率を高める(中途退学が少ない)。特に給食費無料の生徒においてその傾向が顕著(Finn,Gerber,& Boyd-Aaharias,2005)。
- 小規模学級は教員の授業方法に好影響
  - ・小規模学級では一斉指導に要する時間が少なくなり、児童が議論する時間を多く持つことができ、授業態度が悪い児童に対しても即時に対応できるといった利点(Johnston,1989)。
- 小規模学級は学力調査に好影響
  - ・小規模学級が通常規模学級を上回る(Word,Johnston,Bain,Fulton, Zaharias,Achilles,Lintz,Folger,& Breda,1990)。
  - ・就学前から4年間を通して小規模学級に在籍することが、上級学年時の学力テスト得点の向上に寄与(Krueger,1999)。
  - ・3年生で小規模学級に割り当てられることが4, 6, 8年生時の学力テスト得点向上に寄与(Nye & Hedges,1999)。

## 英国における研究事例

### 「学級規模と教育の質」について

#### 【概要】

- 1995年、英国勅任視学官事務局が公表。
- 英国の学校で行われている多くの調査において、小規模学級についてどう言及されているのか調べようとしたもの。
- OFSTED(教育基準局)の調査者たちは、数多くの授業の成績評価や談話による記述形態の形式によって授業に関する多くの情報を入手。  
→調査の結果、英国の学校についての総括的な視点を提供

#### 【データ】

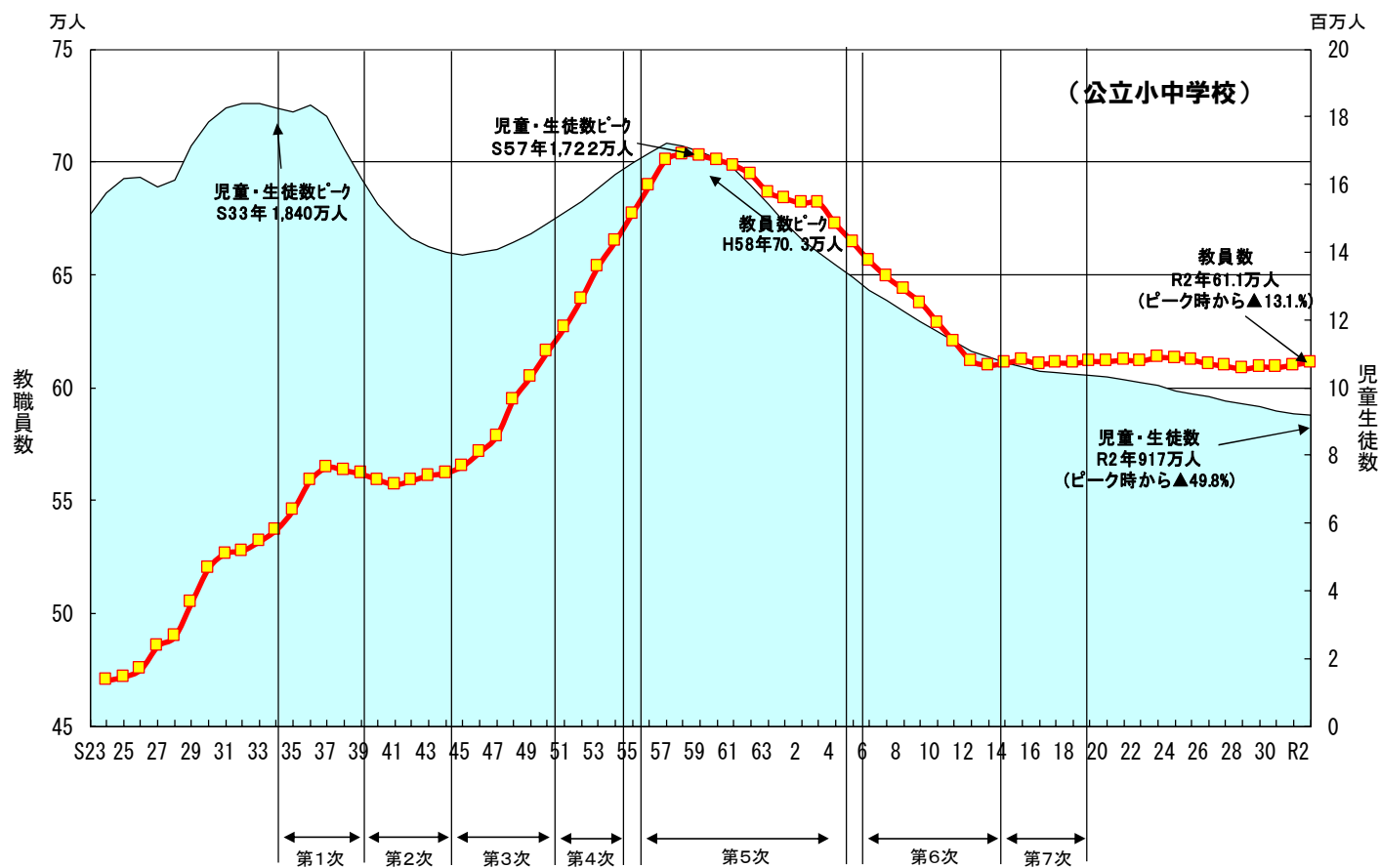
- 1993年から1994年の学年度に行われた、中等教育総合学校の調査データとテキスト
- 1994年から1995年の学年度に行われた、初等教育学校の調査データとテキスト
- 最新の調査報告と、財政データ統計

#### 【主要調査結果】

- 学級規模と教授・学習の質との間に単純な繋がりはない
- 小学校低学年では学級規模縮小は有効(大規模学級への移行後も有効)
- 学習に関しては、学級規模よりも指導方法や学習集団形成の影響が大 等

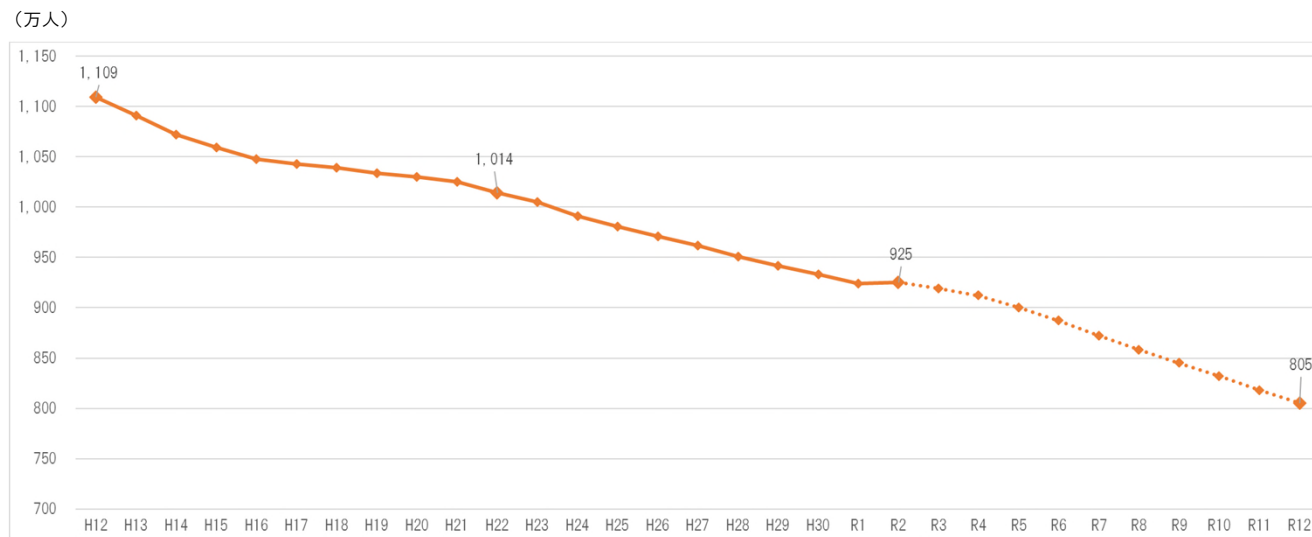
## 6. 児童生徒数・学級数等の状況について

## 教員数及び児童生徒数の推移



## 公立小中学校の児童生徒数の推移と今後の見込み

- 少子化の影響により、直近10年間で児童生徒数が約100万人減少している。
- 今後も10年間で約100万人減少する見込み。



※H12からR2までは、学校基本調査（文部科学省）より。

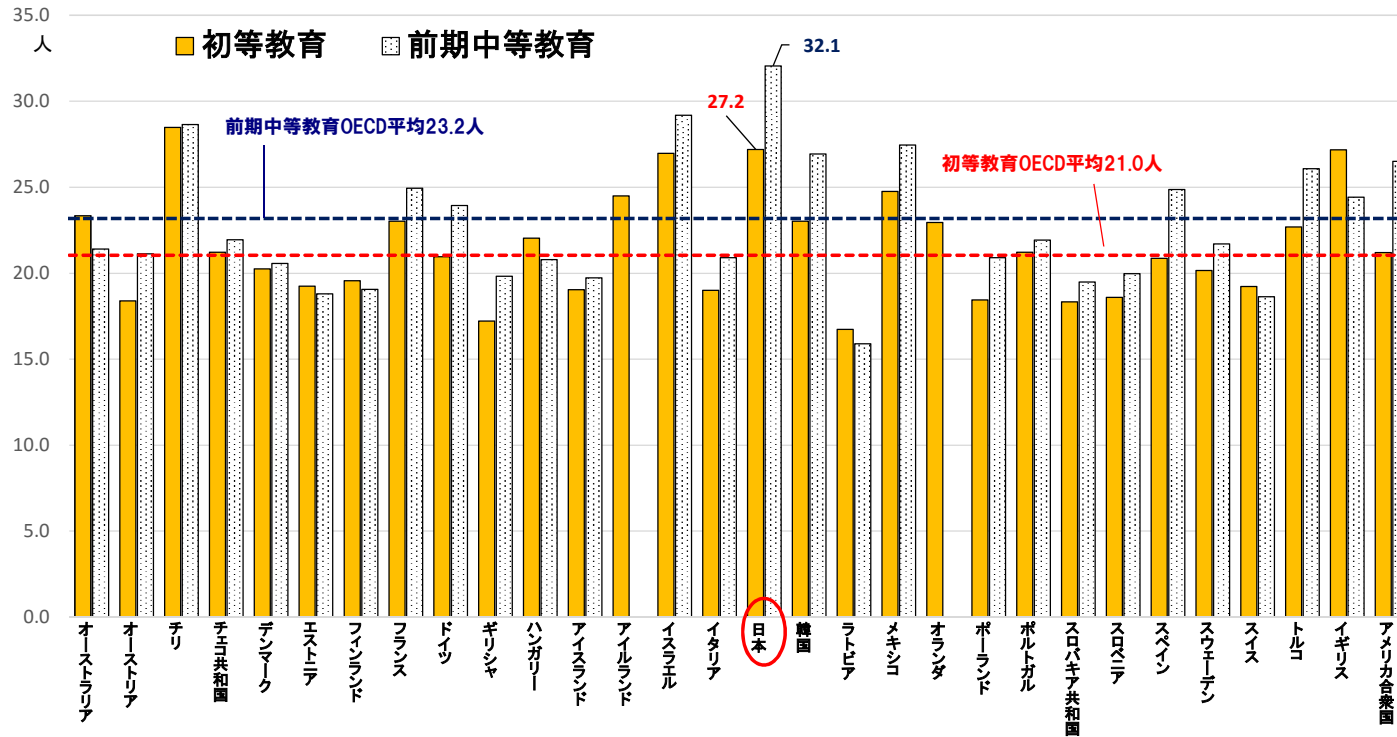
R3以降は、人口動態調査（厚生労働省）、日本の将来人口推計（平成29年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）を基に文部科学省において推計。

## 学級規模の基準（公立）【国際比較】

	学校種	学級編制基準
アメリカ (ケンタッキー州の場合)	初等・中等学校 ※初等学校、中等学校の在学年数は州によって異なる	就学前教育～第3学年 24人(上限) 第4学年 28人(上限) 第5～6学年 29人(上限) 第7～12学年 31人(上限)
イギリス	初等学校 中等学校	第1-2学年 30人(上限) 第3-6学年 なし なし
フランス	小学校 中等学校	なし(学級編制基準は大学区国民教育事務局長(県レベルの国民教育省の出先機関)が毎年決定することとされており、全国的な編制基準は設けられていない。) なし(学級編制は各校の権限とされており、全国的な編制基準は設けられていない。)
ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合)	初等教育 基礎学校 第1～4学年  前期中等教育 ハウプトシューレ 第5～10学年 ギムナジウム 第5～10学年 中等学校 第5～9学年	〔児童数〕 〔編制すべき学級数〕 〔1学級当たり児童数〕 ～29人 1学級 ～29人 30～56人 2学級 15～28人 57～81人 3学級 19～27人 82～104人 4学級 20/21～26人 105～125人 5学級 21～25人 126～150人 6学級 21～25人  〔標準人数〕 〔範囲〕 24人 18～30人 27人 25～29人 25人 20～29人
中国	小学校 中等学校 前期(初級中学) 後期(高級中学)	(標準人数) 都市部:40～45人 農村部:適宜設定 45～50人 45～50人 (上記の数値を参考に、省、自治区、直轄市が定める)
韓国	初等学校・中学校・高等学校	なし(学級編制基準は、広域市・道教育長の長である教育監が決定する。)
日本	小学校 中学校・高校	35人(上限)※R3年度から学年進行で段階的に実施。 40人(上限) (出典)文部科学省調査

## 一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

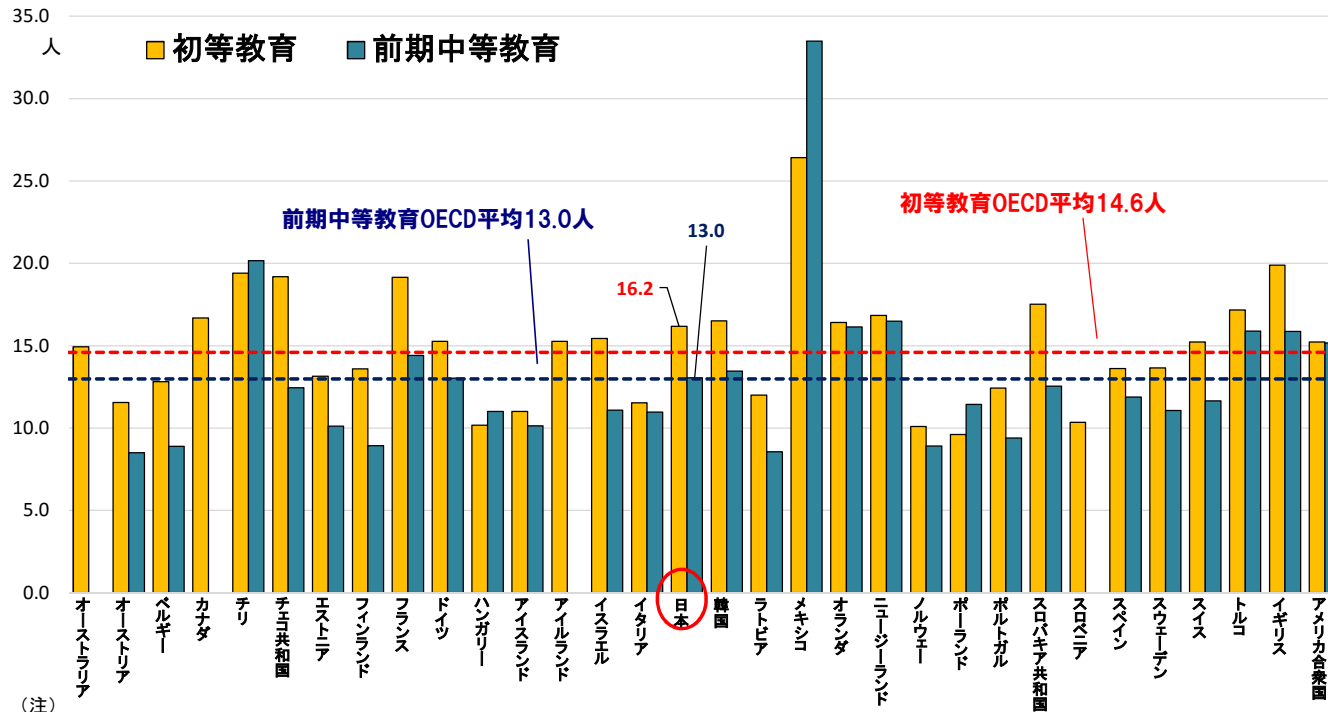
日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もっとも学級規模の大きい国の一つ。  
 (初等教育27.2人(OECD平均21.0人)、前期中等教育32.1人(OECD平均23.2人))



- 国公立学校が対象。
- 日本の数値は、平成29年度学校基本調査を元に算出したもの。
- 日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例 日本:平成29年(2017年) → OECD平均:2018年]
- 日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる。
- 本グラフの数値は、OECDが公表している数字を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。

## 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における教員1人に対する児童生徒の数は、初等教育ではOECD平均より大きく、前期中等教育段階ではOECD平均と同じである。  
 (初等教育16.2人(OECD平均14.6人)、前期中等教育13.0人(OECD平均13.0人))



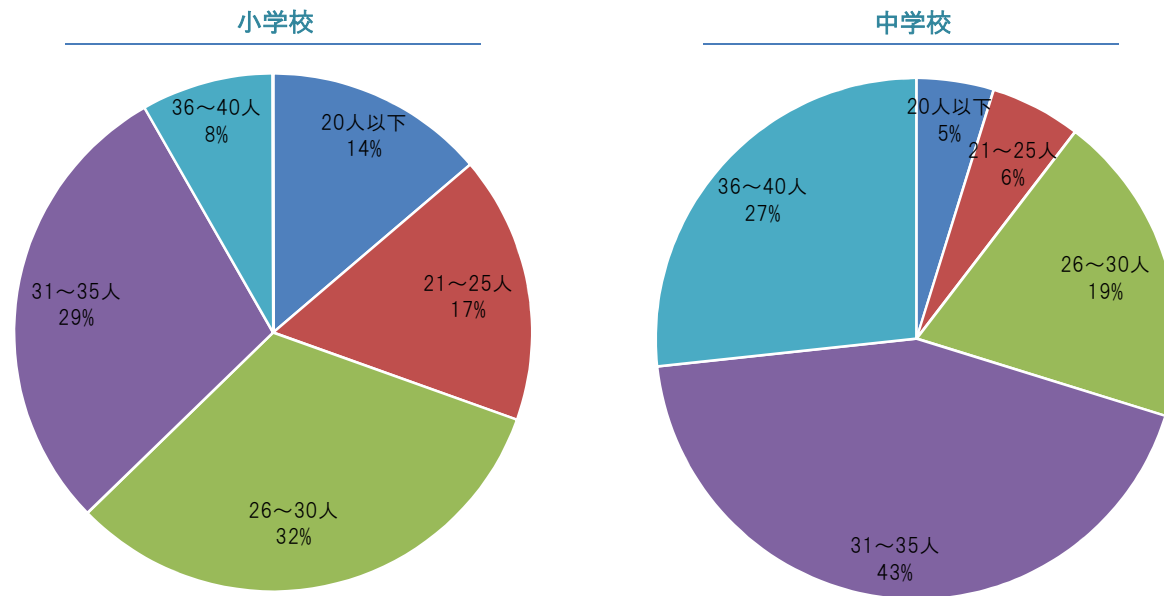
(注)

- アイルランド、スイスは国公立教育機関のみ。
- カナダは初等教育に就学前教育も含む。
- 日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例:日本:平成29年(2017年) → OECD平均:2018年]
- 本グラフの数字は、OECDが公表している数字を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。
- 日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる。OECD「図表で見る教育(2020年版)」表 D2.1.



## 学級規模別学級数の割合（令和2年度）

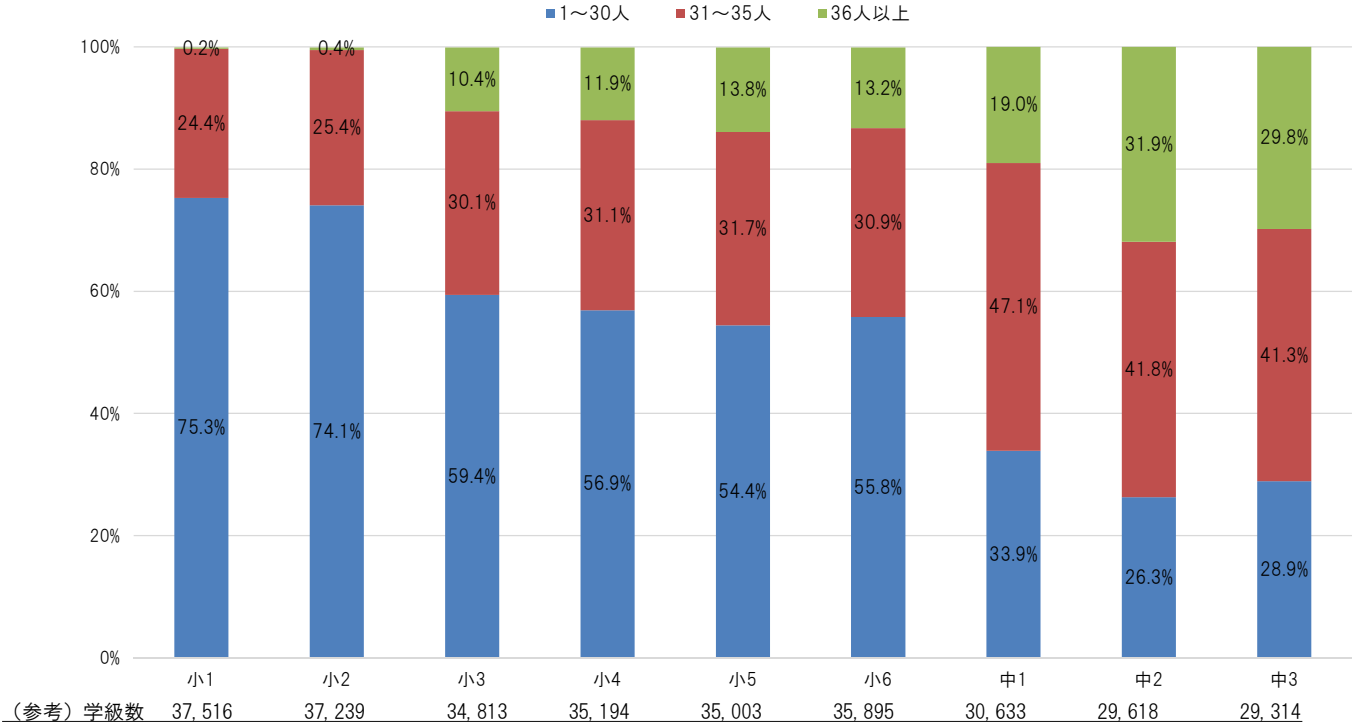
- 平均学級規模は、小学校で1学級当たり27.5人、中学校で31.9人となっている（公立学校、単式学級）。



（出典）学校基本調査（令和2年度）

## 学年別収容人員別学級数の割合【単式】（令和2年度）

- 小学校では約1割が36人以上学級、約4割が31人以上学級である。
- 中学校では約3割が36人以上学級、約7割が31人以上学級である。



## 7. 教職員の採用・任用・充足状況について

# 「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部の設置

令和3年1月19日  
文部科学大臣決定

## 1. 目的

令和2年12月25日の中央教育審議会において示された、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申素案）」において、令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について検討を行うこととされたことを踏まえ、当面の取組とともに、中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討していくため、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部」を設置する。

## 2. 検討事項

- (1) 35人学級を担う教師の確保
- (2) 社会人等多様な人材の活用
- (3) 教職課程の高度化と研修の充実
- (4) 教員免許更新制の在り方
- (5) その他「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保及び質向上を実現するために必要な事項

## 3. 構成員

本部長      文部科学大臣      副本部長      丸山文部科学審議官  
本部員      総合教育政策局長 初等中等教育局長 高等教育局長

## 4. 幹事会

本部の下に幹事会を設置する。

(幹事) 略

## 5. 庶務

本部及び幹事会の庶務については、初等中等教育局の協力を得て、総合教育政策局がこれを処理する。

## 6. その他

必要に応じて、上記以外の職員及び有識者の参画を求めることができる。

## 『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン①

令和3年2月2日公表

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、**基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討**していく。また、**既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改革等に文部科学省として取り組み**、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。

### 35人学級を担う教師の確保

#### 小学校の免許状を取りやすくする。

- ◆養成段階において、**免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設**（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）  
小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。
- ◆現職段階において、**中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化**（法改正事項）  
中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。
- ◆小学校免許状を取得できる**機会の拡大**（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）  
大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

#### 教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす。

- ◆教職の魅力の向上に向けた**広報の充実**（令和2年度以降検討・実施）  
発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。
- ◆学校における**働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討**（令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討）  
学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

#### 教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

- ◆免許状の有効期限が切れた者の**復職の促進**（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）  
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。
- ◆臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような**教員免許更新制の在り方の見直し**（後述）

### 社会人等多様な人材の活用

#### 学校現場に参画する多様なルートを確認する。

- ◆試験により**小学校の免許状を取得**する（令和2年度から実施・検討）  
働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう**小学校教員資格認定試験の見直し**を実施。
- ◆民間企業等での**勤務経験を活かして免許状を取得**する（令和2年度に指針を改訂）  
特別免許状の指針を改訂し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。
- ◆働きながら**単位を修得して免許状を取得**する（法改正事項）  
社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう**教職特別課程の修業年限を弾力化**（現行の1年を1年以上に）する。
- ◆民間企業に所属しながら、**学校現場での勤務を経験**する（令和2年度より実施）  
企業と学校等を繋げ、企業ではたらきながら社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「**学校雇用シェアリンク**」を創設・運営する。
- ◆学び直して、**学校現場で働く**（令和2年度より実施）  
教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための**教育支援プログラムを開発し、実施**する。

## 『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン②

### 教職課程の高度化と研修の充実

#### 新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する。

- ◆大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる**特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発**（令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始）  
Society5.0時代に向け、新たに教師に必要な知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。
- ◆複数の大学が、**各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築**できる仕組みの創設（令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始）  
大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

#### 一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる。

- ◆養成段階において、**ICTに特化した科目を新設**（令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始）  
一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

#### 教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。

- ◆大学が自らの課程を見直す**仕組みの整備とその全学的な体制の整備の義務化**（令和2年度に制度改正、令和4年度から実施）  
教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。

#### 現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

- ◆（独）教職員支援機構における**研修内容の充実と、オンライン研修の拡充**（令和3年度より充実・拡充）  
都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。  
また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。  
加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。

### 教員免許更新制の在り方の見直し

#### 必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

- ◆教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する**包括的な検証**（令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討）  
教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）  
【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」【令和3年1月26日】のポイント  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

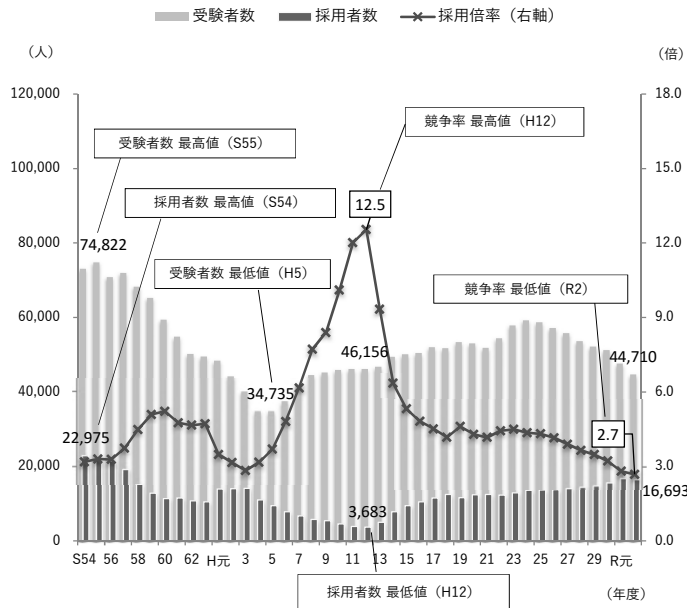
・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

# 公立学校教員採用選考試験の実施状況—小学校

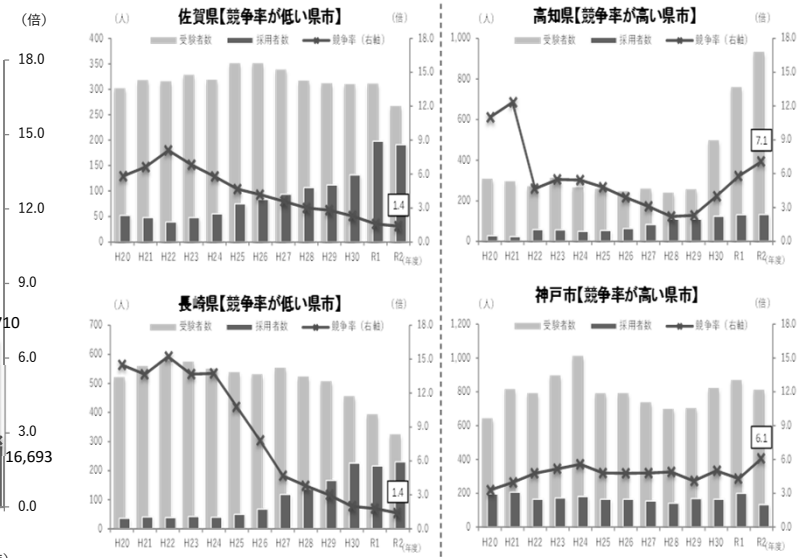
- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における小学校の採用倍率は、2.7倍で、前年度の2.8倍から減少(過去最低)
  - ・採用者数は、16,693人で、前年度に比較して336人減少
  - ・受験者数は、44,710人で、前年度に比較して2,951人減少(うち 新卒223人減少、既卒2,728人減少)
- ✓ 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和2年度においては16,693人と5倍近くに増えた結果として、採用倍率が2.7倍まで低下している。採用者数は近年増加が続いていたものの、令和元年度をピークに減少に転じた【左図】
- ✓ 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある【右図】

小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

小学校 競争率(採用倍率)が低い県市、高い県市

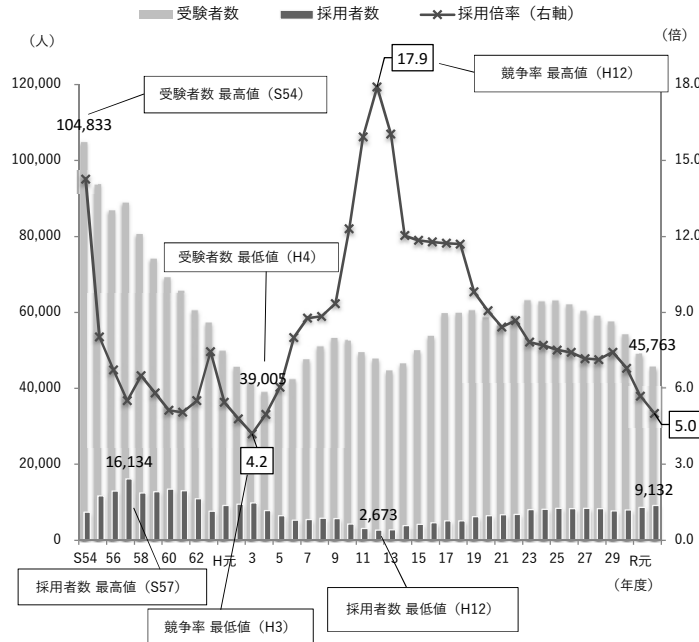




## 公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

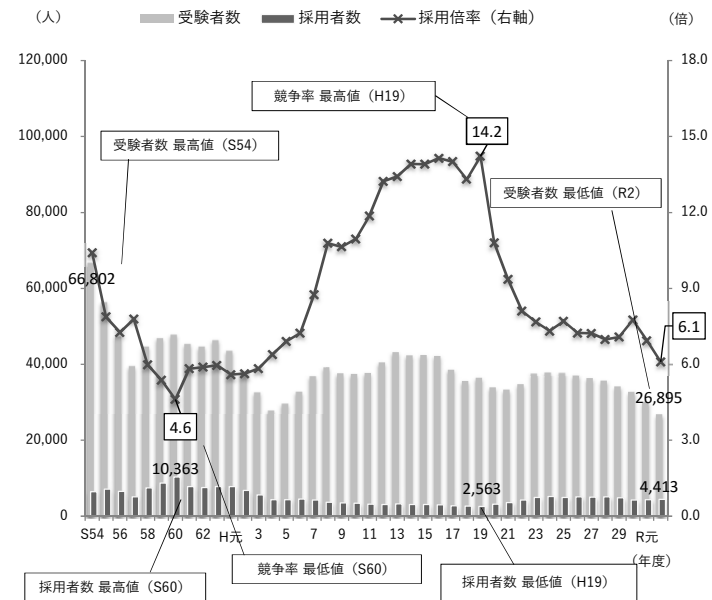
- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における中学校の採用倍率は、5.0倍で、前年度の5.7倍から減少
  - ・採用者数は、9,132人で、前年度に比較して482人増加
  - ・受験者数は、45,763人で、前年度に比較して3,427人減少(うち 新卒639人減少、既卒2,788人減少)
- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における高等学校の採用倍率は、6.1倍で、前年度の6.9倍から減少
  - ・採用者数は、4,413人で、前年度に比較して68人増加
  - ・受験者数は、26,895人で、前年度に比較して3,226人減少(うち 新卒1,274人減少、既卒1,952人減少)

中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

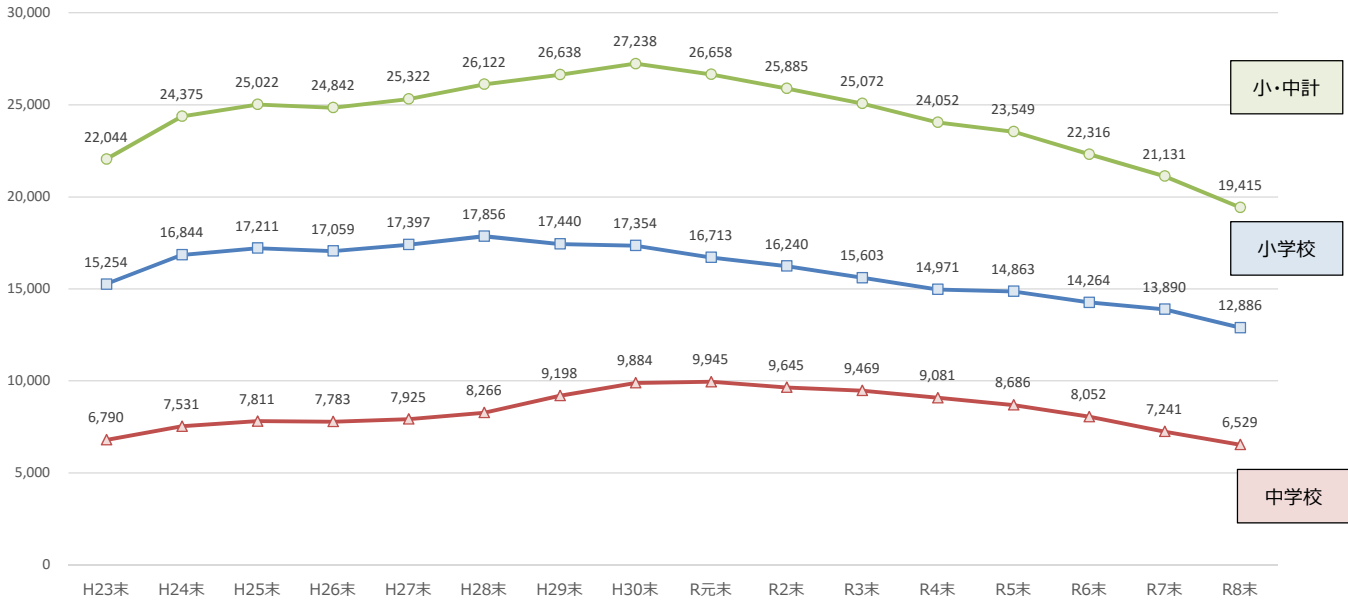
高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



# 小・中学校の退職者数の推移と見通し

公立小・中学校の退職者数の推移と見通し

※令和元年度末までは実績、令和2年度末以降は見通し

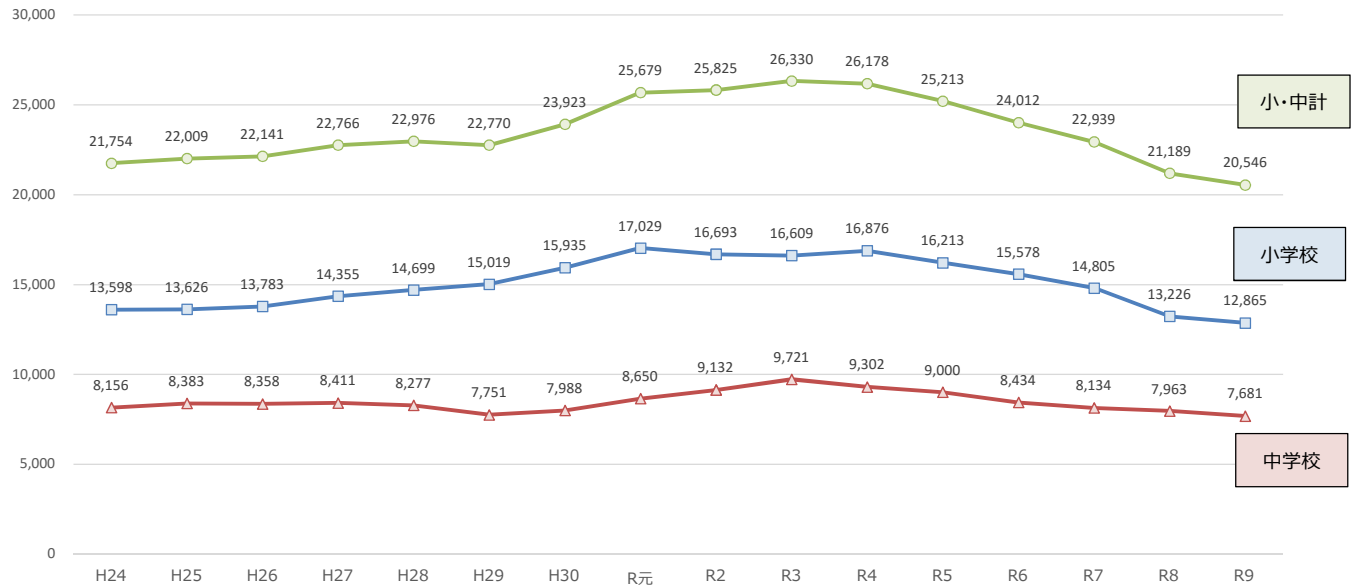


(出典) 令和2年度文部科学省調べ  
 (注1) 令和元年度末までは、都道府県等の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)  
 (注2) 令和2年度末以降は、令和2年7月末時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)  
 (注3) 養護教諭等を除く

# 小・中学校の採用者数の推移と見通し

公立小・中学校の採用者数の推移と見通し

※令和2年度までは実績、令和3年度以降は見通し



(出典) 令和2年度文部科学省調べ  
 (注1) 令和2年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)  
 (注2) 令和3年度以降は、令和3年2月時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)  
 (注3) 養護教諭等を除く

## 教員採用状況について（各県市別の教員採用選考試験の採用倍率）

### 令和2年度公立学校教員採用選考試験(令和元年度実施)の実施状況

「計(※)」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

区分	小学校	中学校	計(※)
北海道	2.1	4.2	3.4
青森県	2.0	6.4	4.6
岩手県	2.7	3.8	3.7
宮城県	2.3	—	3.7
秋田県	2.8	6.1	4.8
山形県	1.8	2.8	2.4
福島県	1.7	4.1	3.4
茨城県	2.1	2.6	2.8
栃木県	2.7	3.6	3.5
群馬県	4.3	3.6	4.7
埼玉県	2.7	5.4	4.1
千葉県	2.1	—	3.0
東京都	—	—	3.4
神奈川県	3.3	6.5	4.7
新潟県	2.5	4.4	3.6
富山県	1.6	—	2.4
石川県	2.6	—	3.6
福井県	2.8	—	3.7
山梨県	1.9	3.5	3.0
長野県	3.2	4.6	3.9
岐阜県	2.2	3.5	3.3
静岡県	2.9	3.9	4.1
愛知県	3.0	5.3	4.2

区分	小学校	中学校	計(※)
三重県	4.0	7.4	5.9
滋賀県	2.8	5.2	4.5
京都府	3.1	4.5	4.5
大阪府	—	—	6.0
兵庫県	5.2	5.5	6.0
奈良県	5.0	4.6	5.3
和歌山県	2.5	4.6	3.7
鳥取県	5.5	5.2	5.4
島根県	2.5	5.0	3.8
岡山県	3.5	5.5	5.0
広島県	1.7	3.2	2.8
山口県	1.8	3.6	3.0
徳島県	3.6	5.0	5.0
香川県	2.9	4.7	4.4
愛媛県	2.2	3.1	3.2
高知県	7.1	9.4	7.4
福岡県	1.6	3.6	3.2
佐賀県	1.4	2.9	2.7
長崎県	1.4	4.1	2.7
熊本県	—	—	4.5
大分県	1.8	3.6	3.2
宮崎県	1.8	5.1	3.8
鹿児島県	2.6	5.3	3.9

区分	小学校	中学校	計(※)
沖縄県	4.3	—	8.1
札幌市	(2.1)	(4.2)	(3.4)
仙台市	3.2	—	4.4
さいたま市	2.4	—	3.5
千葉市	(2.1)	—	(3.0)
横浜市	2.5	5.1	3.3
川崎市	3.2	4.6	3.7
相模原市	3.0	5.2	4.1
新潟市	2.6	—	3.6
静岡市	2.3	3.9	3.0
浜松市	2.9	3.0	3.1
名古屋市	3.4	—	4.5
京都市	3.9	7.2	5.2
大阪市	2.6	4.0	3.7
堺市	—	—	5.2
神戸市	6.1	—	7.1
岡山市	3.2	4.7	3.9
広島市	(1.7)	(3.2)	(2.8)
北九州市	1.5	2.5	2.1
福岡市	3.3	5.0	3.9
熊本市	3.2	6.0	4.2
豊能地区	3.5	6.8	4.6
合計	2.7	5.0	3.9

(出典) 文部科学省「令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

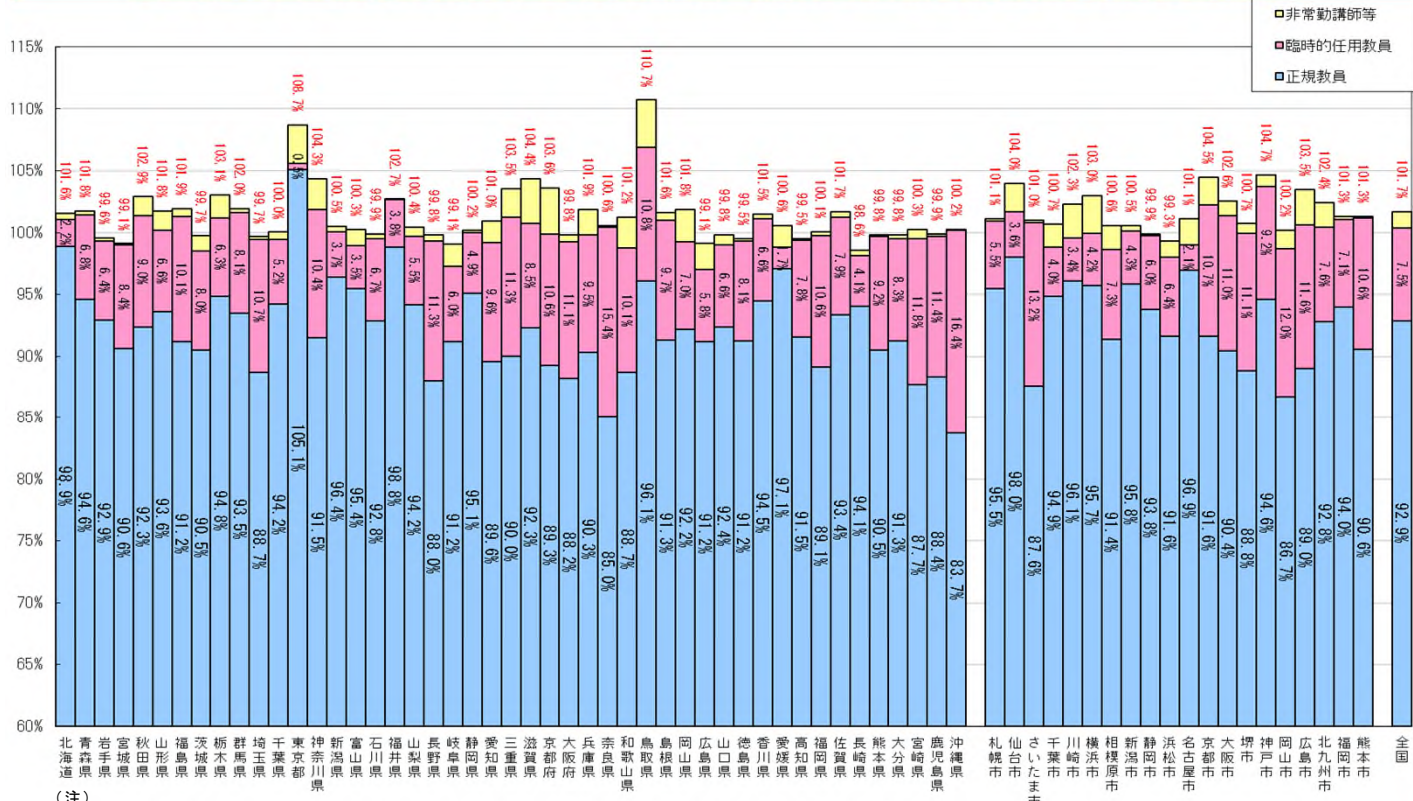
(注1) 小学校・中学校(または中学校・高等学校)の試験区分を(一部)分けずに採用選考を実施している県市については、「—」としている

(注2) 都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施している指定都市の競争率は、都道府県と同値を( )で記載している

採用倍率が高い県市

採用倍率が低い県市

# 公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和2年度）



(注)  
 1. このグラフは、公立の小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、助教諭、講師を対象としている。  
 2. 「臨時的任用教員」には、産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員を含まない。  
 3. 「非常勤講師等」は、非常勤講師のほか再任用短時間勤務以外の短時間勤務者（育児短時間勤務代替等）を常勤1人当たり勤務時間で換算している。  
 4. 令和2年5月1日現在の数値である。  
 5. 「正規教員」には、再任用教員（常勤・短時間）が含まれている。  
 6. 表示の割合は、教員定数に対する正規教員、臨時的任用教員及び非常勤講師等の合計数の割合(赤字)と、教員定数に占める正規・臨時的任用教員の割合(黒字)である。

## 公立小・中学校の教員定数と正規教員等の数について

	教員定数 (人)	正規教員 (人)	臨時的任用教員 (人)	非常勤講師等 (人)
H22	587,980	547,507 (93.1%)	40,032 (6.8%)	7,962 (1.4%)
H23	589,794	546,748 (92.7%)	41,367 (7.0%)	9,254 (1.6%)
H24	588,585	545,633 (92.7%)	41,742 (7.1%)	9,781 (1.7%)
H25	586,662	545,893 (93.1%)	41,837 (7.1%)	7,177 (1.2%)
H26	584,295	544,263 (93.1%)	41,353 (7.1%)	7,063 (1.2%)
H27	582,998	542,909 (93.1%)	41,652 (7.1%)	7,022 (1.2%)
H28	581,357	541,898 (93.2%)	41,030 (7.1%)	6,915 (1.2%)
H29	581,423	541,072 (93.1%)	42,792 (7.4%)	7,556 (1.3%)
H30	581,224	539,942 (92.9%)	43,888 (7.6%)	7,794 (1.3%)
R元	582,283	540,728 (92.9%)	44,082 (7.6%)	8,165 (1.4%)
R2	583,416	541,782 (92.9%)	43,950 (7.5%)	7,437 (1.3%)

※ 各年度5月1日現在の数値。

※ 「臨時的任用教員」には、産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員を含まない。

※ 「非常勤講師等」は、非常勤講師のほか、育児短時間勤務代替職員を常勤1人当たり勤務時間で換算している。

※ 「正規教員」には、再任用教員(常勤・短時間)が含まれている。

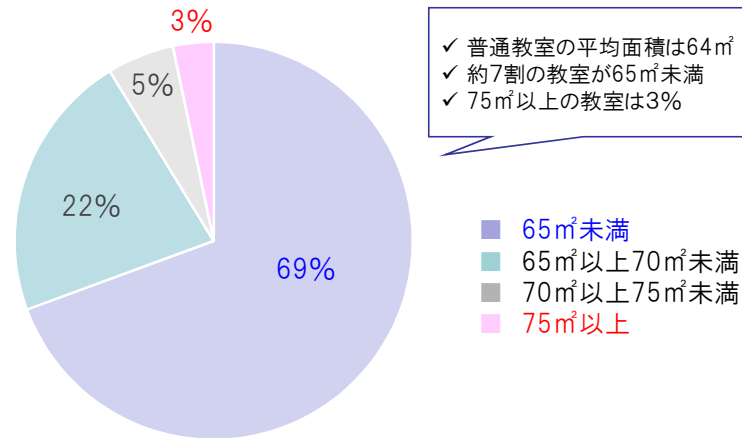
※ ( )書きの割合は、教員定数に対する割合。

## 7. 教室・施設整備について

## 教室内における身体的距離の確保について

- ・ 公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡となっている。
- ・ 国庫補助基準面積では74㎡(昭和48年以降)とされているが、これは学校の補助基準面積を積算する際の一要素であり、教室の大きさを一律に決めているわけではなく、実態に合わせて各設置者が整備している。

学校の教室面積の現状



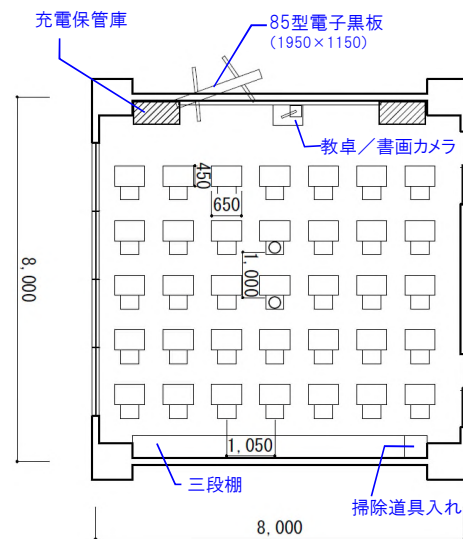
※公立学校施設の実態調査(令和元年度)に基づき算出



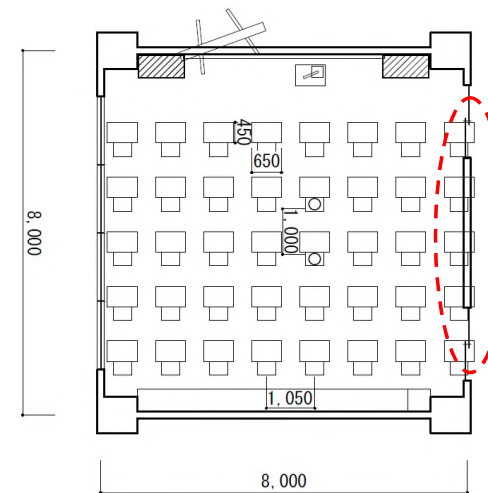
## 教室における身体的距離の確保について

- ・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机(新JIS規格)、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要である。
- ・ その上で、最低1mの身体的距離を確保する場合の座席配置の例は以下のとおりとなっている。

64㎡、35人学級



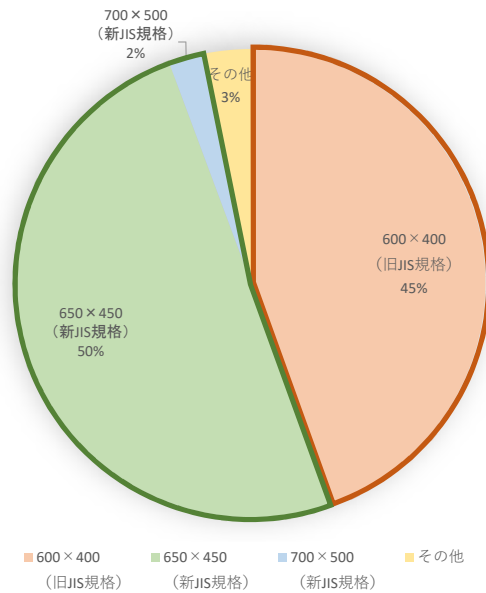
64㎡、40人学級



## 教室用机の状況について

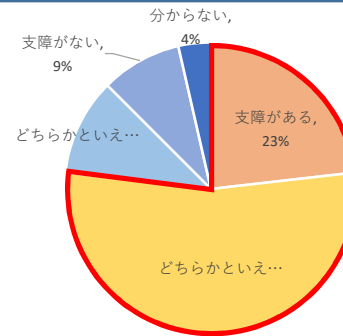
### 1. 小中学校の教室用机の使用状況

旧JIS規格の机（幅600mm×奥行400mm）と新JIS規格の机（幅650mm×奥行450mm等）の使用状況は**概ね半々**



### 2. 旧JIS規格の教室用机における支障\*の実態（ICT活用時）

旧JIS規格の机では**約8割の学校が支障**を感じている

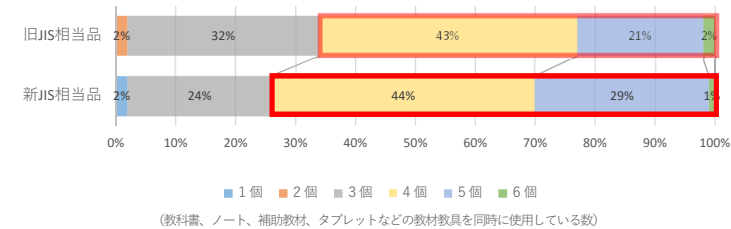


※調査時に提示した支障の例

ICTを活用した授業の際に、机の大きさが原因で、机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまう など

### 3. ICTを活用した授業における机上の状況

多くの学校で机の大きさに関わらず4個以上の教材を使用している。旧JIS規格の机に比べ、**新JIS規格の机の方がより多くの教材等を同時に活用**している

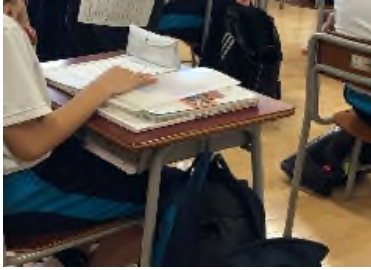


## 学校用家具（教室用机）の整備について

### 1. 現状・課題

- ・教室用機の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及
- ・1人1台情報端末に対応した環境整備の観点から、ICT端末や教科書等を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備が課題


旧JIS	
幅	600mm
奥行	400mm



旧JIS規格の教室用机では、教科書、ノート、筆記用具等だけで机上がふさがり、ICT端末を利用する際にはその他の教材を重ねて置いたり棚にしまう等の工夫が必要となり、同時に教科書等の教材を活用することができない。

新JIS	
幅	600, 650, 700, 750mm
奥行	450, 500mm

※新JISでは上記のうち幅650mm×奥行450mmが最も普及



ノートPCを活用するため、新JIS規格の教室用机を採用しており、教科書等の教材・教具を同時に活用できている。一方、通路幅が狭くなり、机間巡視がしにくい、などの課題も見受けられることに留意が必要。

### 2. 新JIS規格の教育用機の整備促進

- ・1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用機の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備を図ることが重要
- ・学校における教室用機の整備に要する経費について、今後、「GIGAスクール構想」による1人1台端末に対応したより大きなサイズの教室用机（新JISサイズ）を計画的に整備していくために必要な経費を、令和3年度から地方交付税措置（約16億円/年）

## 新增築事業の概要（公立学校施設整備費負担金）

### 1. 趣旨

教室不足の解消等のため、校舎、屋内運動場及び寄宿舍の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費の一部を国庫補助することにより、公立学校の施設の整備を促進し、教育の円滑な実施を確保する。

### 2. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

### 3. 国庫負担割合

1/2（原則） ※離島等の特別地域については、国庫負担割合の嵩上げ措置がある。

### 4. 資格面積

学級数に応ずる必要面積 － 当該学校の保有面積 ＝ 資格面積

### 5. 国庫負担要件

公立の小学校、中学校及び義務教育学校校舎の新築又は増築については、教室不足の解消が図られることが必要。

#### ○教室不足とは

普通教室・特別教室の数若しくは総面積又は多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）の別に学級数に応じた基準に達しない場合とする。

義務教育学校にあっては、前期課程又は後期課程の別に学級数に応じて当てはめた教室数又は総面積を合計した値を基準として、当該基準に達しない場合とする。

## 新時代の学びに対応した学校施設の計画的・効率的な整備

- 少人数学級とICT活用を両輪とした個別最適な学びを実現するための施設環境の整備が必要。
- 昭和40年代後半から50年代に集中的に建設された施設を中心に、安全面・機能面において老朽化による問題が深刻化。
- 学校施設は、災害時には避難所にもなる重要な地域コミュニティの拠点。

一人一台端末のもと、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びと協働的な学びを実現していくため、地域の将来像を見据えつつ、膨大な数の既存学校施設について、安全・安心を確保する老朽化対策と、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上を併せて計画的に整備することが必要不可欠。

### <学校施設の老朽化対策>



### <新時代の学びに対応した質的整備>



「改築」から「老朽化対策と教育環境の向上を一体的に行う長寿命化改修」にシフトするとともに、施設の複合化・共用化を促進

新しい時代の学びに対応した安全・安心な教育環境を実現しつつ、コストの最適化を実現